

第3次

太田市地域福祉計画
太田市地域福祉活動計画

2018 ▶ 2022

太 田 市

社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

はじめに

近年、少子化や高齢化、価値観や生活様式の多様化など、社会環境の変化により、ひとり暮らしの高齢者の増加や地域コミュニティの希薄化が進むなど、地域福祉を取り巻く環境は大きく変わってきています。



こうした状況の中、これからのまちづくりは、市民の誰もが住み慣れた地域で心豊かに安心して暮らせるような社会を築いていくことが求められています。そのためには、さまざまな生活課題について市民一人ひとりの努力（自助）、市民同士の助け合い・支えあい（共助）、そして公的な制度（公助）が連携し、お互いの不足を補い合いながら協働できる地域社会をつくることが重要です。

そこで、第3次太田市地域福祉計画では、「ささえ愛 みんなで育む福祉のまちづくり おおた ～ともに支え合い、自立を実現する福祉を目指して～」を基本理念に、身近な人との協力を通じて、地域の問題を「我が事」のようにとらえ、また、多様化・複雑化している問題に対し、「丸ごと」対応できる地域共生社会の実現を目指した地域づくりをすすめるため、市民皆さまのご理解とご協力をお願いいたします。

結びに、本計画の策定にあたりまして、貴重なご意見やご提言をいただきました本計画策定委員をはじめ、アンケート調査等にご協力をいただきました市民の皆さま並びに関係者の皆さまに心から感謝申し上げます。

平成30年3月

太田市長 清水聖義

ごあいさつ

今日、少子高齢化や地域・家庭のつながりの希薄化が進むとともに、近年多発する災害への備えや社会的孤立、子どもの貧困が社会問題になるなど、地域の福祉課題は複雑かつ顕在化しており、より深刻な状況となっております。



こうした状況の中、誰もが住み慣れた地域で安全で安心して暮らすことができるまちづくりを進めるために、地域住民をはじめ、行政、福祉、医療、ボランティア等がネットワークを一層強化し、積極的に社会福祉問題に取り組んでいくことが重要であると考えます。

こういった社会状況の変化や新たな課題に対応するため、平成25年度に策定した第2次活動計画の成果や課題を検証し、「わたしがつくる みんなでつくる とともに支え合うまち おおた」を基本理念とした第3次地域福祉活動計画を策定いたしました。

この計画は、国が推進する生活支援体制整備事業やおおた成年後見支援センターなどの新規事業を軸に、平成30年度からの5年間に取り組むべき具体的な活動内容となっています。

今後の計画実現に向け、市民の皆様と地域福祉に関わるあらゆる団体と連携を取りながら進めてまいりたいと考えておりますので、さらなるご協力とご参加をお願い申し上げます。

結びに、本計画の策定にあたり貴重なご意見と多大なご協力を賜りました策定委員の皆様、アンケートにご協力をいただきました市民の皆さんに心より感謝とお礼を申し上げます。

平成30年3月

社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

会長 浅香 重信

目 次

序論	1
----------	---

第 1 章 計画策定にあたって	2
-----------------------	---

1 計画策定の背景と趣旨	2
2 計画の位置づけと性格	5
(1) 地域福祉計画	5
(2) 地域福祉活動計画	8
(3) 地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係	9
3 計画の期間	10
4 計画の策定手法	10

第 2 章 太田市の現状	11
--------------------	----

1 少子化・高齢化の進行	11
(1) 総人口と1世帯あたり人口	11
(2) 年齢構成（年齢3区分別）	12
(3) 人口ピラミッド	12
(4) 合計特殊出生率	13
2 要介護認定者数の推移	14
(1) 要介護等認定者数、要介護認定率（第1号被保険者）	14
3 障害者手帳所持者数の推移	15
(1) 障害者手帳所持者数（身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳）	15
4 日常的な関わりの必要性のある人の増加	16
(1) 高齢者のみ世帯の推移と構成比	16
5 生活困窮者の状況	17
(1) 被保護世帯数・人員数、保護率の推移	17
6 市民意識調査からみえる課題	18
(1) 回答者の属性	18
(2) 回答者自身や家族の生活について	19
(3) 隣近所や地域との関わりについて	21
(4) 地域福祉に対する考え方について	22
(5) 福祉サービスに対する意識について	24
(6) 生活困窮者自立支援制度について	26
(7) 民生委員・児童委員や太田市社会福祉協議会について	27
(8) ボランティア活動や福祉教育について	28
(9) 災害時の対応について	30

(10) 今後の行政運営について	31
7 太田市社会福祉協議会	32
(1) 太田市社会福祉協議会	32
(2) 太田市社会福祉協議会の組織	33
(3) 太田市社会福祉協議会の主な事業	34
8 関係団体等の状況	35
(1) 民生委員・児童委員の活動	35
(2) 自治組織（区長会）	36
(3) 児童館・こども館・放課後児童クラブ・こどもプラッツ	36
(4) 老人クラブ	37
(5) 社会福祉法人	37
(6) NPO法人	37
(7) ボランティア	38

総論	39
-----------------	-----------

第3章 計画の基本的な考え方	40
-----------------------------	-----------

1 圏域の考え方	40
2 地域福祉推進上の課題	41
(1) 今後求められる地域福祉のあり方	41
(2) 子ども・子育て支援	42
(3) 障がい者の自立と社会参加の支援	44
(4) 高齢者の心身の健康の維持増進及び自立と社会参加の支援	45
(5) 助け合い、支え合うことの必要性	45
3 基本理念	46
(1) 地域福祉計画 施策体系図	47
(2) 地域福祉活動計画 施策体系図	48

各論Ⅰ 地域福祉計画	49
-------------------------	-----------

第4章 地域福祉計画の施策の展開	50
-------------------------------	-----------

基本目標1 福祉サービスの適切な利用の促進	50
(1) 地域福祉の環境整備	50
(2) 地域での自立に向けて	52
基本目標2 社会福祉事業の健全な発達	53
(1) 地域での福祉サービス事業の育成	53
(2) 福祉サービス提供者への支援体制	54
基本目標3 地域福祉活動への市民参加の促進	55

(1) 民生委員・児童委員の活動支援	55
(2) 太田市社会福祉協議会の活動支援	57
(3) ボランティア・NPO法人等の市民活動支援	58
基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進	59
(1) 避難行動要支援者の支援方策	59
(2) 見守り活動の推進	60
(3) 市民一人ひとりの人権の尊重	62

各論II 地域福祉活動計画	63
----------------------------	-----------

第5章 地域福祉活動計画の施策の展開

64

基本目標1 総合的な相談・解決体制をつくろう	64
(1) 総合的な相談体制の確立	64
(2) 迅速かつ適切な課題解決方法の提供	66
基本目標2 課題解決のための仕組みを充実させよう	67
(1) 包括的な課題解決の推進	67
(2) 関係機関・団体との連携した、福祉サービスの相乗効果の実現	69
(3) 権利擁護支援体制の充実（第6章 成年後見制度の施策の展開 に掲載）	69
基本目標3 福祉を身近に感じよう	70
(1) 体験型福祉教育の充実	70
(2) 情報提供の充実	72
基本目標4 地域福祉マンパワーの増強をはかろう	73
(1) 地域力の発掘、育成	73
基本目標5 みんなで福祉のまちづくりを推進しよう	74
(1) 地域主体の交流推進	74
(2) 地域での見守り体制の確立	76
(3) ボランティアセンターの充実強化	78
基本目標6 健全な法人運営	79
(1) 社会福祉事業の健全な経営確保	79
年次活動計画	80
基本目標1 総合的な相談・解決体制をつくろう	80
(1) 総合的な相談体制の確立	80
(2) 迅速かつ適切な課題解決方法の提供	80
基本目標2 課題解決のための仕組みを充実させよう	81
(1) 包括的な課題解決の推進	81
(2) 関係機関・団体との連携した、福祉サービスの相乗効果の実現	82
(3) 権利擁護支援体制の充実（第6章 成年後見制度の施策の展開 に掲載）	82
基本目標3 福祉を身近に感じよう	82
(1) 体験型福祉教育の充実	82

(2) 情報提供の充実.....	83
基本目標4 地域福祉マンパワーの増強をはかろう	83
(1) 地域力の発掘、育成	83
基本目標5 みんなで福祉のまちづくりを推進しよう.....	84
(1) 地域主体の交流推進	84
(2) 地域での見守り体制の確立	85
(3) ボランティアセンターの充実強化	86
基本目標6 健全な法人運営	87
(1) 社会福祉事業の健全な経営確保	87

各論Ⅲ 成年後見制度について 89

第6章 成年後見制度の施策の展開..... 90

1 権利擁護と成年後見制度	90
(1) 権利擁護を取り巻く現状.....	90
(2) 成年後見制度利用促進基本計画	91
2 推進施策.....	92
(1) 太田市（地域福祉計画）	92
(2) 太田市社会福祉協議会（地域福祉活動計画）	92

各論Ⅳ 計画の推進..... 95

第7章 計画の推進..... 96

1 市民すべてが一体となった、連携・協働による推進	96
2 各計画の推進及び評価	97
(1) 計画の公表.....	97
(2) 計画の進捗及び評価	97

資料編..... 99

1 策定の経過.....	100
2 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱.....	101
3 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿.....	103
4 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム名簿.....	104

注：「障害者」「障がい者」の表記について

太田市では、人にやさしい行政の取り組みとして、市で使用する「障害者」などの「害」の字の表記についてはひらがなで表記しています。

ただし、国の法令や地方公共団体などの条例・規則などに基づく法律用語の引用、固有名詞については、変更せずに「害」の字を使用しています。

序論

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の背景と趣旨

近年、少子化や高齢化、核家族化や価値観の多様化などにより、家庭や地域のつながりやコミュニケーションが希薄となっています。それにともない、家庭や地域住民同士の、助け合いの精神が弱まっている傾向もあります。特に太田市では、市外からの転入者も多く、新しい住民がスムーズに地域コミュニティへと参加できるよう配慮が必要です。また、日本人だけでなく、外国人の転入者も多いため、言葉や文化の違いなどへの配慮も必要となっています。これらに加え、長い不況により増加している生活困窮者への支援や、世界的にも求められている障がい者の権利擁護も大切です。更に、自殺・虐待などの原因の多様化・複雑化や老老介護などの新たな社会問題、介護ニーズの多様化などにも対応が求められています。

個々の課題や問題が多様化・複雑化している現在、措置制度に代表される、かつての行政による一方向からのサービス提供だけでは、必要とされるきめ細やかなサービスは困難です。それを実現するには、困っている人をしっかり個人として見つめることができる、「人と人とのつながり」が必要であり、そのためには、市民自身が自らも地域福祉の主人公であることを理解し、自助・互助の精神をもち、身近な人との協力を通じて福祉機能や相互扶助機能を充実させていくことが必要です。更に、行政も今までの福祉施策の充実だけでなく、市民主体の様々な福祉活動を積極的に支援し地域福祉を充実させていくこと、多様な課題を総合的に解決するための体制づくりをしていくことが必要となっています。

このため、国では平成30年4月に社会福祉法を改正し、国および地方公共団体の責務として、地域福祉を行う関係機関や活動を健全に発達するよう支援すること、併せて地域住民の参加を促進することを求めています。また、一億総活躍社会づくりが進められる中、福祉分野においても、地域住民がそれぞれ役割を持ち、支え合いながら自分らしく活躍できる地域コミュニティを育成しつつ、行政の福祉サービスと協働していく「地域共生社会」の実現を目指しています。その実現には、地域住民はその地域の問題を「我が事」のように捉えることが必要です。そして行政は多様化・複雑化している問題に対し、それを「丸ごと」受け止められる場を作ることで、一般的な福祉サービスだけでなく、今までは専門的な知識がないとなかなか利用しにくかった福祉サービスでも、必要とされる人・地域へと適切に行き渡るよう、支援していくことが必要です。

本市では、保健・医療・福祉分野計画の『自助、互助・共助、公助』の連携を強化し、

地域全体・地域主体の福祉のまちづくりを進めるため、平成 25 年3月に「太田市第2次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定しました。これらの計画期間が平成 29年度をもって終了するため、現在の社会背景、国からの通知や法改正等を踏まえつつ計画の見直しを行いました。今回は「地域共生社会」の実現を目指し、「我が事・丸ごと」の地域づくりを進めるため、新たに「太田市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画」を策定したものです。

（社会福祉法（平成 30 年 4 月改正分含む）より抜粋）

（目的）

第1条 この法律は、社会福祉を目的とする事業の全分野における共通的基本事項を定め、社会福祉を目的とする他の法律と相まって、福祉サービスの利用者の利益の保護及び地域における社会福祉（以下「地域福祉」という。）の推進を図るとともに、社会福祉事業の公明かつ適正な実施の確保及び社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図り、もつて社会福祉の増進に資することを目的とする。

（福祉サービスの基本的理念）

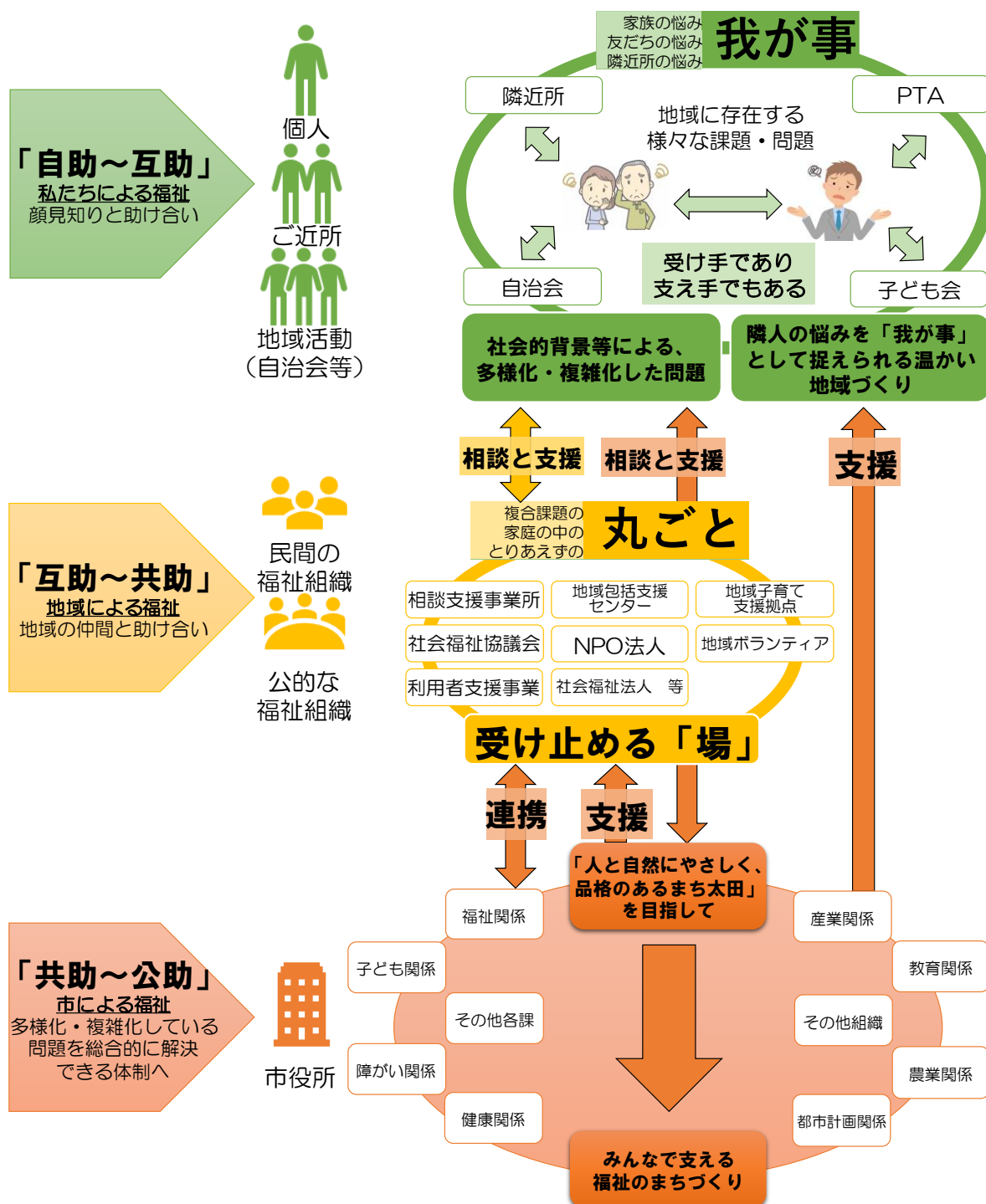
第3条 福祉サービスは、個人の尊厳の保持を旨とし、その内容は、福祉サービスの利用者が心身ともに健やかに育成され、又はその有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように支援するものとして、良質かつ適切なものでなければならない。

（地域福祉の推進）

第4条 地域住民、社会福祉を目的とする事業を営む者及び社会福祉に関する活動を行う者は、相互に協力し、福祉サービスを必要とする地域住民が地域社会を構成する一員として日常生活を営み、社会、経済、文化その他あらゆる分野の活動に参加する機会が与えられるように、地域福祉の推進に努めなければならない。

2 地域住民等は、地域福祉の推進に当たっては、福祉サービスを必要とする地域住民及びその世帯が抱える福祉、介護、介護予防（要介護状態若しくは要支援状態となることの予防又は要介護状態若しくは要支援状態の軽減若しくは悪化の防止をいう。）、保健医療、住まい、就労及び教育に関する課題、福祉サービスを必要とする地域住民の地域社会からの孤立その他の福祉サービスを必要とする地域住民が日常生活を営み、あらゆる分野の活動に参加する機会が確保される上で各般の課題（以下「地域生活課題」という。）を把握し、地域生活課題の解決に資する支援を行う関係機関（以下「支援関係機関」という。）との連携等によりその解決を図るよう特に留意するものとする。

●地域福祉の考え方 ～多様化・複雑化する地域課題に対応する取り組み～



2 計画の位置づけと性格

(1) 地域福祉計画

地域福祉計画は社会福祉法に規定されている計画であり、策定にあたっては各地方自治体が主体的に取り組むこととなっています。

法第107条の規定に基づいた「市町村地域福祉計画」として位置づけられ、平成26年・平成27年の国通知、平成29年3月に閣議決定された成年後見制度利用促進基本計画、及び平成30年4月に改正される社会福祉法により定められた、生活困窮者自立支援対策と地域共生社会の実現等を盛り込んだものとします。

また、第2次太田市総合計画を上位計画とし、現在市において推進している各計画と整合性を図り、共通の理念に基づき、市民と多くの関係機関との協働により、「地域共生社会」の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域の中で、安心して充実した生活を送ることのできる地域社会を築くための指針として位置づけます。

(社会福祉法(平成30年4月改正分含む)より抜粋)

(市町村地域福祉計画)

第107条 市町村は、地域福祉の推進に関する事項として次に掲げる事項を一体的に定める計画(以下「市町村地域福祉計画」という。)を策定するよう努めるものとする。

- 1 地域における高齢者の福祉、障害者の福祉、児童の福祉その他の福祉に関し、共通して取り組むべき事項
- 2 地域における福祉サービスの適切な利用の推進に関する事項
- 3 地域における社会福祉を目的とする事業の健全な発達に関する事項
- 4 地域福祉に関する活動への住民の参加の促進に関する事項
- 5 前条第一項各号に掲げる事業を実施する場合には、同項各号に掲げる事業に関する事項

2 市町村は、市町村地域福祉計画を策定し、又は変更しようとするときは、あらかじめ、地域住民等の意見を反映させるよう努めるとともに、その内容を公表するよう努めるものとする。

3 市町村は、定期的に、その策定した市町村地域福祉計画について、調査、分析及び評価を行うよう努めるとともに、必要があると認めるときは、当該市町村地域福祉計画を変更するものとする。

■平成 26 年「生活困窮者自立支援方策について市町村地域福祉計画及び都道府県地域福祉支援計画に盛り込む事項」（抜粋）

（厚生労働省社会援護局 社援発 0327 第 13 号）

1. 生活困窮者自立支援方策の位置づけと地域福祉施策との連携に関する事項
2. 生活困窮者の把握等に関する事項
3. 生活困窮者の自立支援に関する事項
4. その他の留意事項等
 - （1）都道府県地域福祉支援計画に関する留意事項
 - （2）福祉事務所未設置の町村に関する留意事項
 - （3）計画の策定及び改定に関する留意事項

■平成 27 年「生活困窮者自立支援制度と地域福祉施策との連携について」（抜粋）

（厚生労働省社会援護局 社援地発 0327 第 14 号）

1. 社会福祉協議会との連携
2. 民生委員・児童委員活動との連携
3. 寄り添い型相談支援事業（よりそいホットライン）との連携
4. 地域における生活困窮者支援等のための共助の基盤づくり事業との連携
5. その他

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第 12 条第 1 項（抜粋）

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画（以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。）を定めなければならない。

■成年後見制度の利用の促進に関する法律 第 23 条 （抜粋）

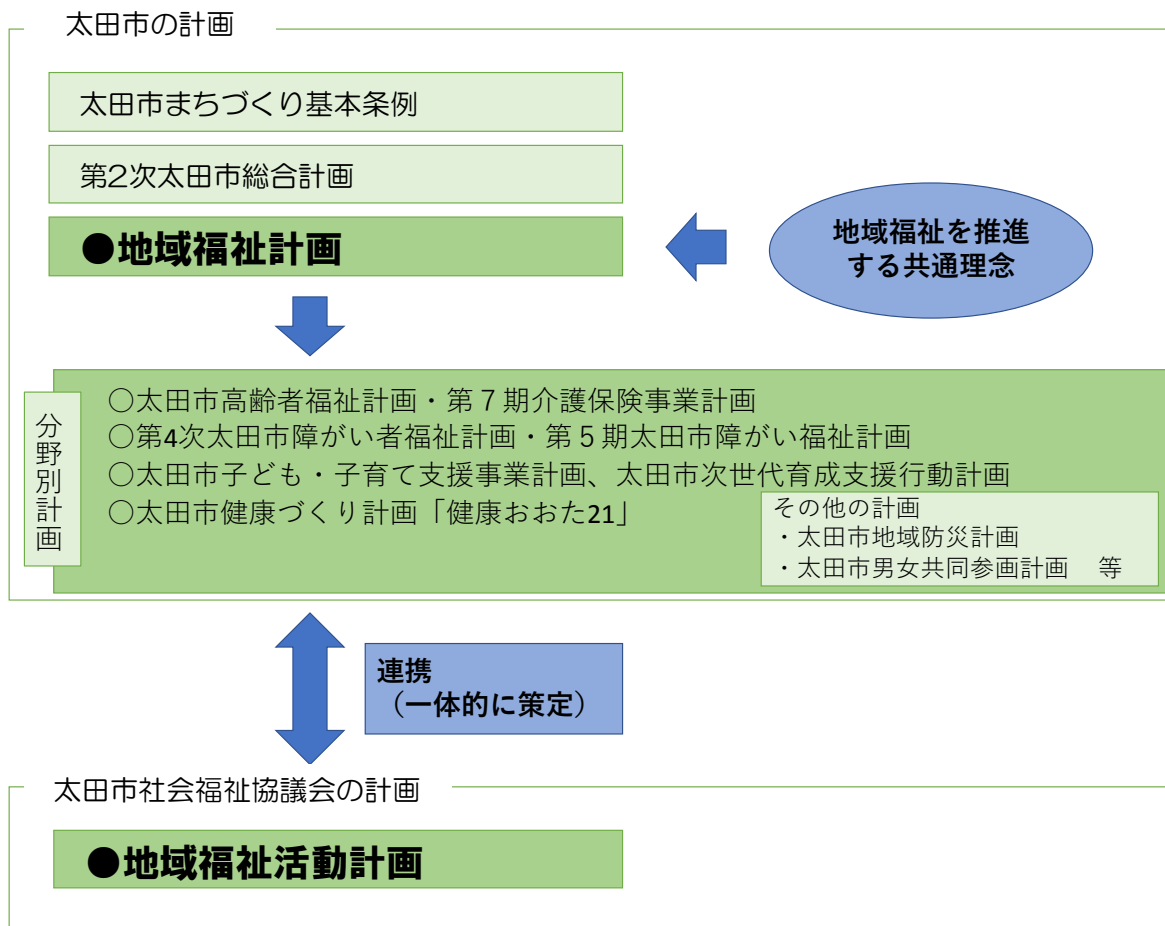
市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■成年後見制度利用促進基本計画（平成 29 年 3 月 24 日閣議決定）

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。

■平成 29 年 6 月公布「社会福祉法 改正案」（平成 30 年 4 月 1 日施行）

※市町村は、「我が事・丸ごと」の地域福祉推進の理念を実現するため、包括的な支援体制づくりをするよう定められている。



(2)地域福祉活動計画

地域福祉活動計画は、社会福祉法第 109 条に定められた「社会福祉協議会」が主体となり、地域住民、地域において社会福祉に関する活動を行う者、社会福祉を目的とする事業（福祉サービス）を経営する者等が協働して地域福祉を推進することを目的とした民間の活動・行動計画です。

社会福祉協議会について

社会福祉協議会は社会福祉法第 109 条に規定され、社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、以下の事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とした団体です。

- 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

社会福祉法より抜粋

（市町村社会福祉協議会及び地区社会福祉協議会）

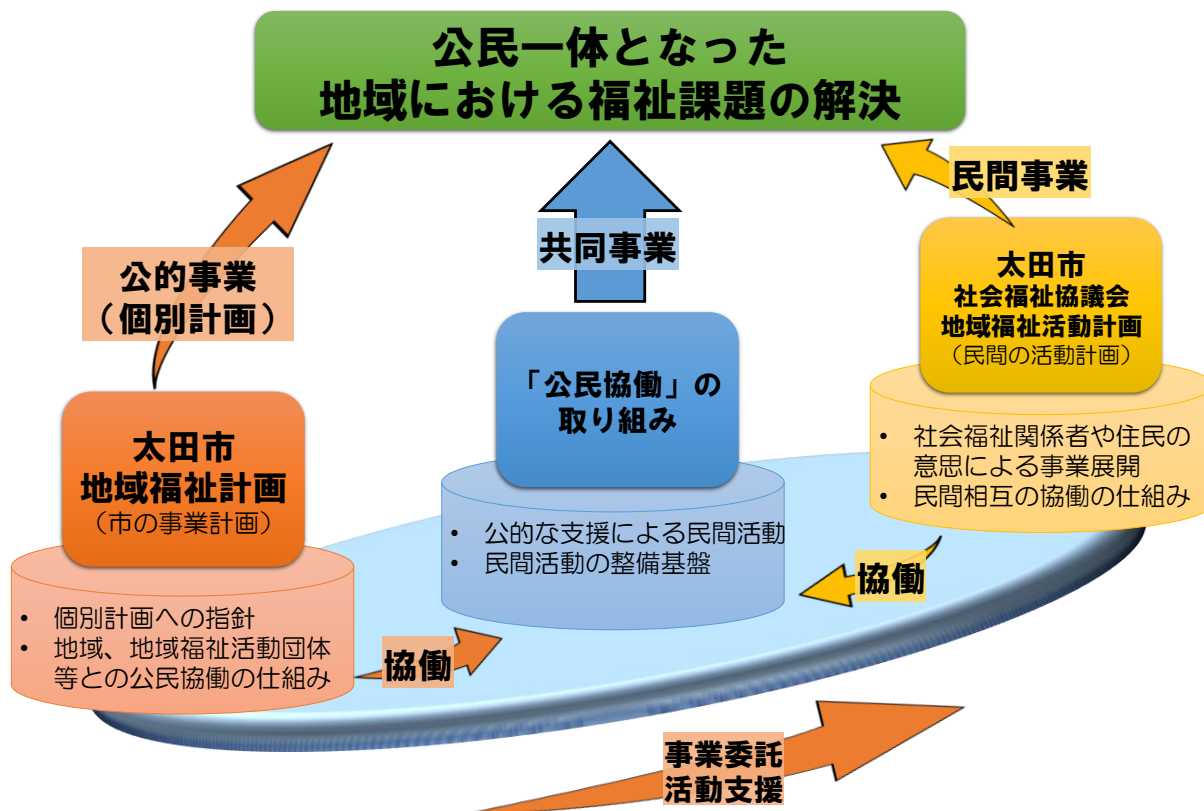
第 109 条 市町村社会福祉協議会は、一又は同一都道府県内の二以上の市町村の区域内において次に掲げる事業を行うことにより地域福祉の推進を図ることを目的とする団体であつて、その区域内における社会福祉を目的とする事業を経営する者及び社会福祉に関する活動を行う者が参加し、かつ、指定都市にあつてはその区域内における地区社会福祉協議会の過半数及び社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が、指定都市以外の市及び町村にあつてはその区域内における社会福祉事業又は更生保護事業を経営する者の過半数が参加するものとする。

- 1 社会福祉を目的とする事業の企画及び実施
- 2 社会福祉に関する活動への住民の参加のための援助
- 3 社会福祉を目的とする事業に関する調査、普及、宣伝、連絡、調整及び助成
- 4 前 3 号に掲げる事業のほか、社会福祉を目的とする事業の健全な発達を図るために必要な事業

(3)地域福祉計画と地域福祉活動計画との関係

地域福祉を計画的・効果的に展開するためには、互助・共助に基づいた地域住民主体の福祉活動、民間の介護事業者等の福祉サービス機関、NPO団体やボランティア等による地域活動、行政等による公的な福祉サービスが協働し、包括的に支援していく仕組みづくりが必要です。

行政の地域福祉の指針である「地域福祉計画」と、地域福祉に関わる個人・組織の具体的な活動内容を定める「地域福祉活動計画」は、目的を同じくし、相互に関係しながら地域福祉が推し進められていくため、これら計画を一体的に策定することで、強い連携でより効率よくそれぞれの事業を進めることが可能となります。



3 計画の期間

計画の期間は、平成30年度から平成34年度までの5年間とします。

平成29年度	平成30年度	平成31年度	平成32年度	平成33年度	平成34年度	平成35年度
第2次計画	太田市第3次地域福祉計画・地域福祉活動計画					第4次計画へ
↑ 調査 見直し					↑ 調査 見直し	
太田市第2次総合計画					第3次計画へ	

4 計画の策定手法

この計画を地域の実情にあった、より具体的なものにするためには、地域住民自らが抱える生活課題や福祉課題、地域における身近な問題を明らかにすることが必要です。また、地域福祉を効果的に推進するためには、保健、福祉分野、生活分野まで幅広い対応が必要であり、市においても太田市社会福祉協議会等と連携した、全庁的な取り組みが必要になります。

この計画の策定にあたっては、市民の実態を把握し、市民の視点を取り入れることから全庁的な施策の検討まで、次の体制により計画策定に取り組みました。

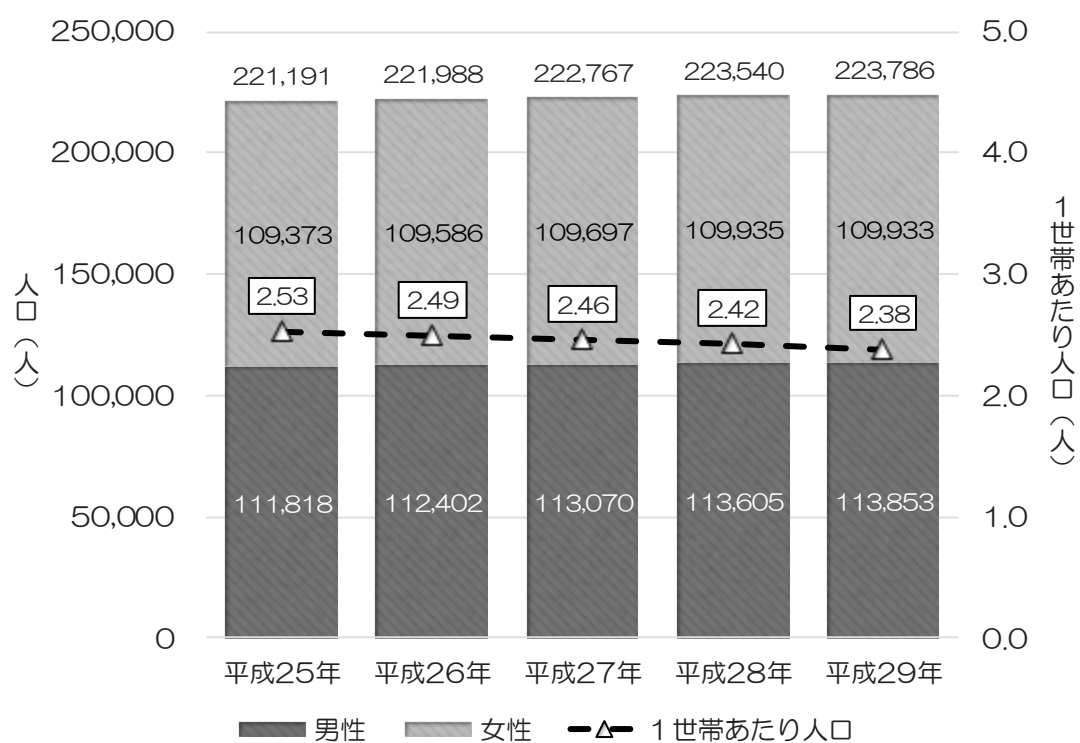
- 市民意識調査の実施
- 庁内検討チームの設置
- 策定委員会の設置
- パブリックコメントの実施

第2章 太田市の現状

1 少子化・高齢化の進行

(1) 総人口と1世帯あたり人口

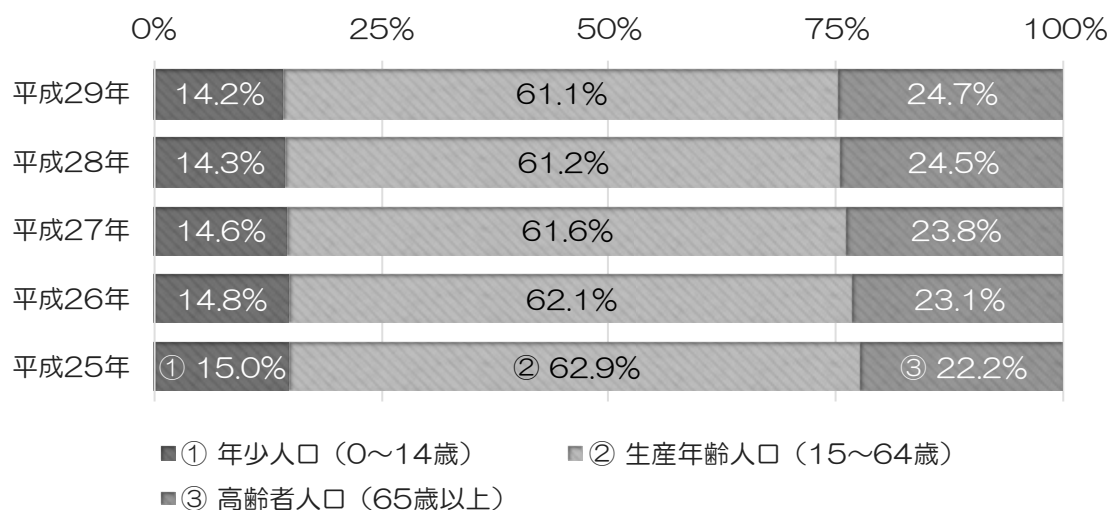
市の総人口は、平成25年から平成29年にかけてやや増加し、平成29年3月末日現在では223,786人となっています。しかし、1世帯あたりの人口は減少傾向にあり、核家族化が進行していることがわかります。



出典：住民基本台帳（各年3月末日）

(2)年齢構成(年齢3区分別)

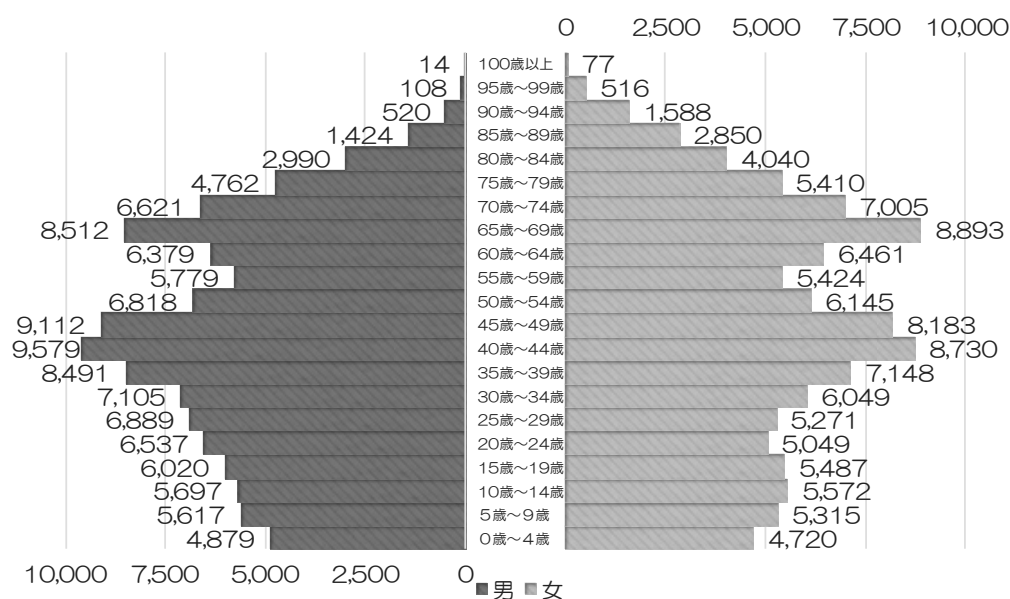
年齢3区分別の人口構成は、年少人口（0～14歳）及び生産年齢人口（15～64歳）の割合がやや減少している中、高齢者人口（65歳以上）は増加しています。



出典：住民基本台帳（各年3月末日）

(3)人口ピラミッド

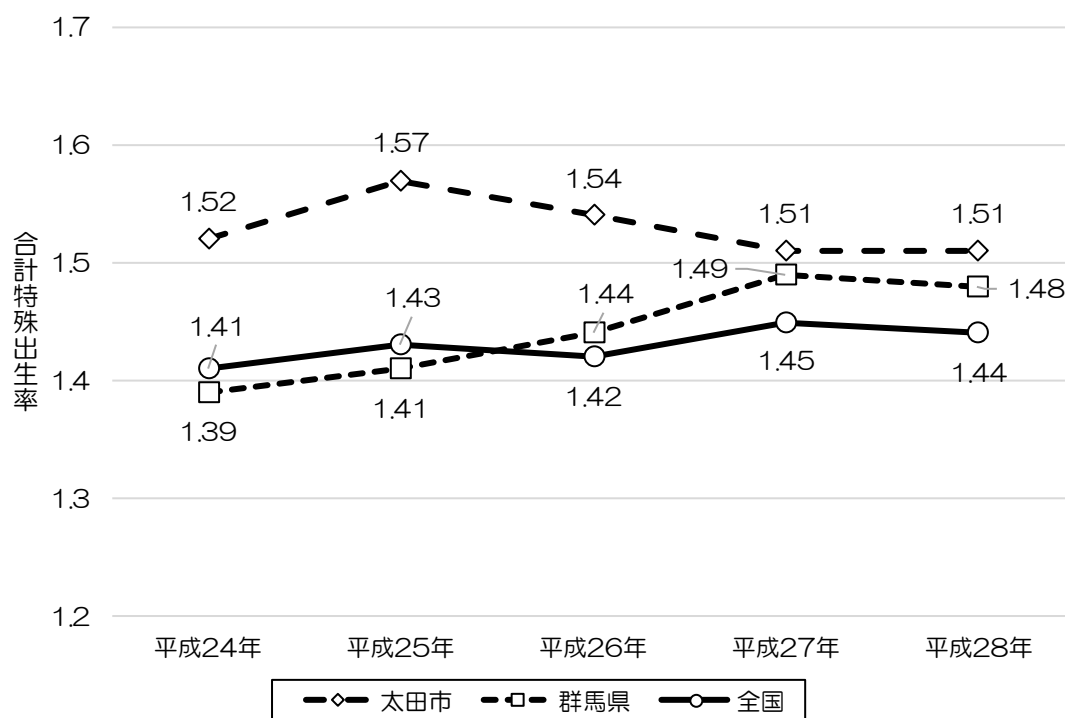
平成29年3月末日現在の人口ピラミッドを見ると、年少人口が少なく将来の人口減少が予測される「つぼ型」となっています。年齢階層別の人口規模では、65～69歳のいわゆる「団塊の世代」と、その子の世代で40～44歳のいわゆる「第二次ベビーブーム世代」が多くなっています。



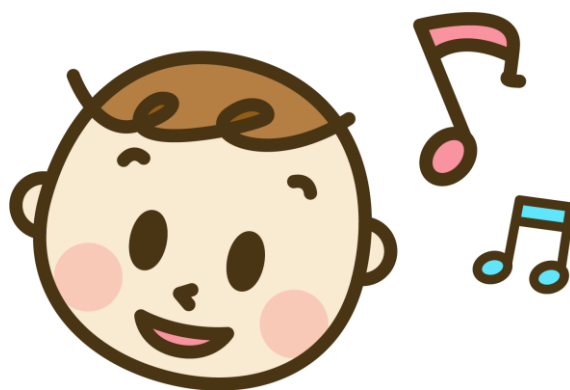
出典：住民基本台帳（平成29年3月末日）

(4)合計特殊出生率

また、市の合計特殊出生率は、平成25年を頂点に減少傾向にあります。県や国と比較すると、やや高い値を維持しています。



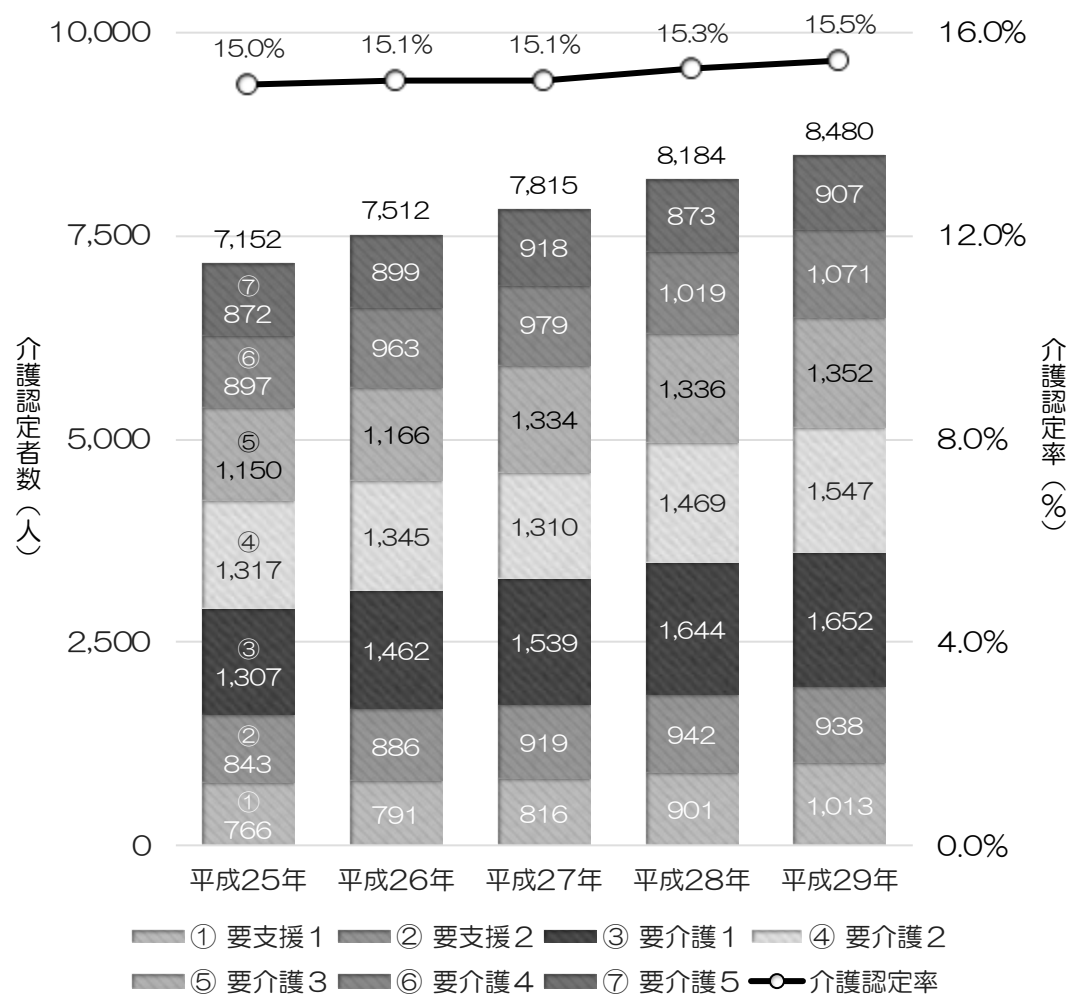
出典：厚生労働省 人口動態統計 平成28年（確定）



2 要介護認定者数の推移

(1) 要介護等認定者数、要介護認定率(第1号被保険者)

市の第1号被保険者(65歳以上)の要支援・要介護認定者数の推移は、平成25年から平成29年にかけて増加しつづけています。平成29年の認定者数は8,480人で、平成25年に比べ1,328人の増加となっています。



出典：長寿あんしん課（各年3月末日）

$$\text{介護認定率(}\%) = \frac{\text{要支援・要介護認定者数}}{\text{第1号被保険者数}} \times 100$$

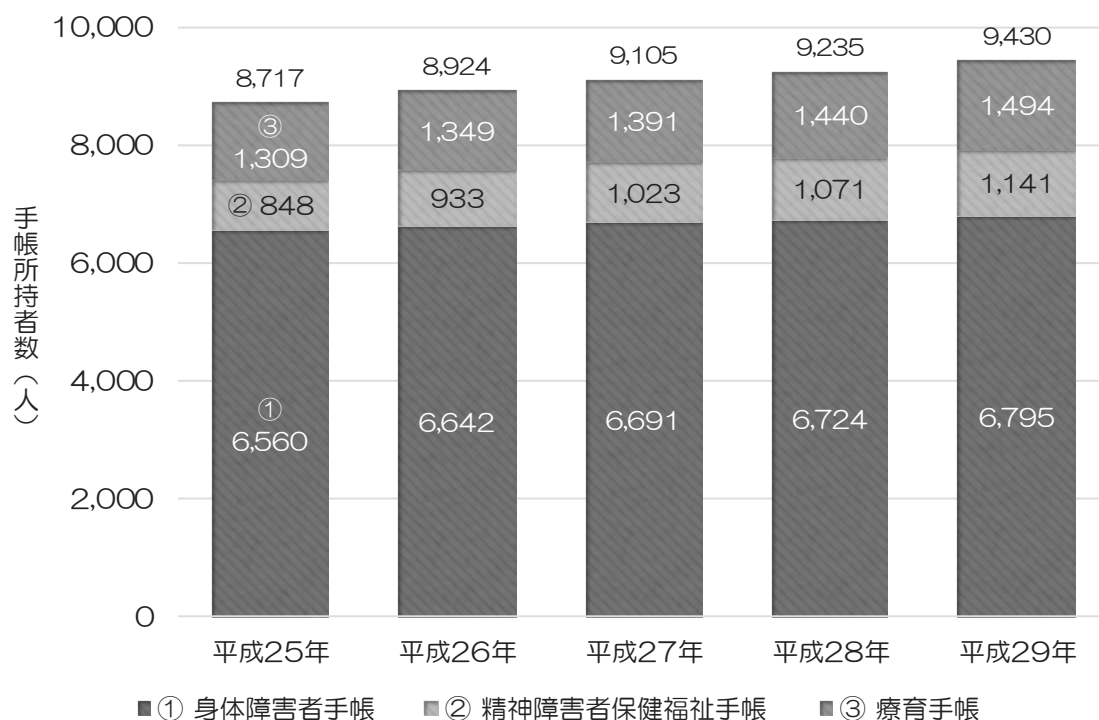
3 障害者手帳所持者数の推移

(1) 障害者手帳所持者数(身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳)

市の各障害者手帳所持者数は、平成 25 年から平成 29 年にかけてやや増加しています。

身体障害者手帳所持者数は、平成 25 年から平成 29 年にかけて 235 人の増加、同様に精神障害者保健福祉手帳所持者は 293 人の増加、療育手帳所持者数は 185 人の増加となっております。

平成 29 年 3 月末日現在の総人口に占める各障害者手帳所持者数の割合をみると、身体障害者手帳で 3.0%、精神障害者保健福祉手帳で 0.5%、療育手帳で 0.7%となっています。



出典：障がい福祉課（各年 3 月末日）

4 日常的な関わりの必要性のある人の増加

(1) 高齢者のみ世帯の推移と構成比

市の高齢者単身世帯の推移は、平成17年から27年にかけて3,365世帯増加しています。平成27年では、総世帯数に占める高齢者単身世帯の割合が3.4ポイント増加し、8.3%となっています。高齢者夫婦のみ世帯も同様に増加し、平成27年では総世帯数に占める割合が9.2%と、高齢者単身世帯を含めると17.5%となっています。

	平成17年		平成22年		平成27年	
	世帯数	構成比	世帯数	構成比	世帯数	構成比
総世帯数	77,476	100.0%	81,317	100.0%	86,103	100.0%
65歳以上の高齢者がいる世帯	24,264	31.3%	28,717	35.3%	33,831	39.3%
高齢者単身世帯	3,804	4.9%	5,222	6.4%	7,169	8.3%
高齢者夫婦のみ世帯	4,396	5.7%	5,881	7.2%	7,895	9.2%
その他世帯	16,064	20.7%	17,614	21.7%	18,767	21.8%
高齢者のいない世帯	53,212	68.7%	52,600	64.7%	52,272	60.7%

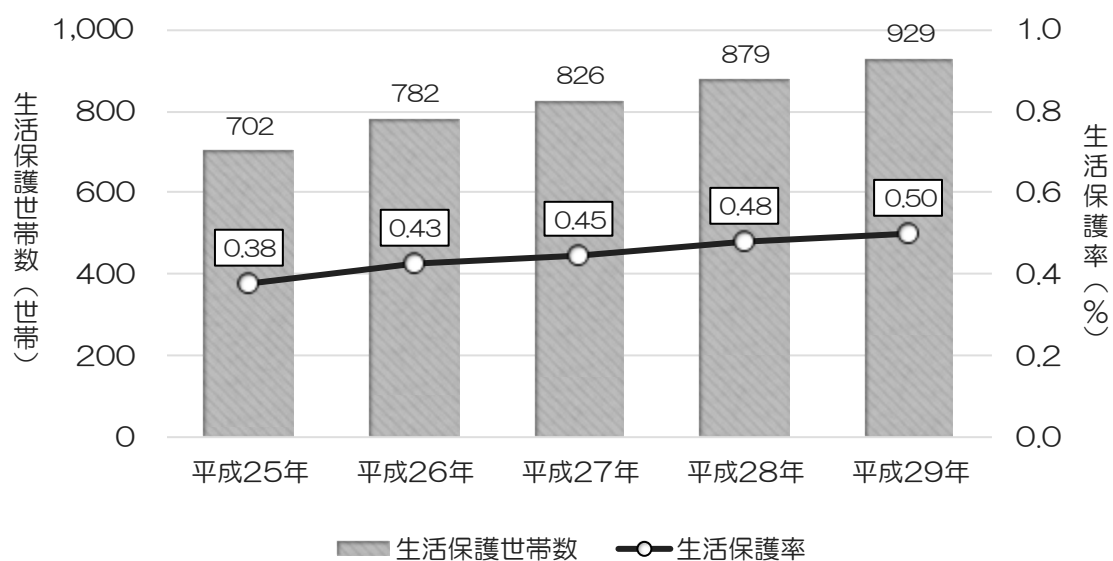
出典：国勢調査（各年10月1日）



5 生活困窮者の状況

(1) 被保護世帯数・人員数、保護率の推移

市の生活保護世帯数は、平成 25 年から 29 年にかけて 227 世帯の増加となっています。総世帯数に占める生活保護世帯数の割合である生活保護率も上昇しており、平成 29 年においては 0.50% となっております。



出典：社会支援課（各年 3 月末日）

6 市民意識調査からみえる課題

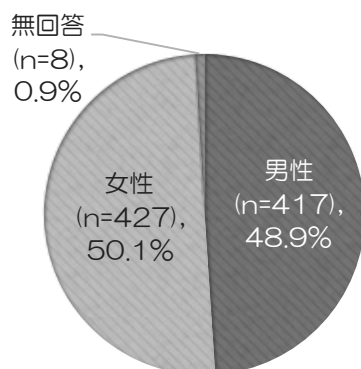
第3次太田市地域福祉・地域福祉活動計画の策定にあたって、地域福祉に関する市民の実態や意識、要望・意見などを把握し、計画策定の基礎資料を得ることを目的として、平成29年10月に市民意識調査を実施しました。

区分	調査票配布数	有効回収数	有効回収率
市内在住の18歳以上の男女	2,000	852	42.6%

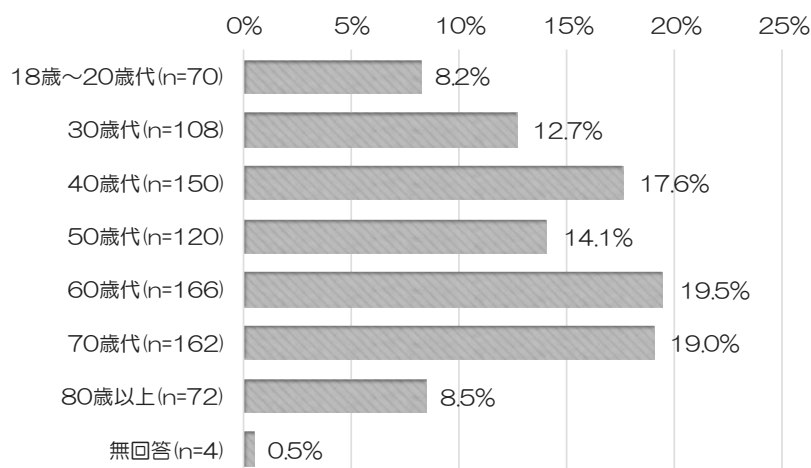
(1) 回答者の属性

市民意識調査の回答者は、「男性」が48.9%、「女性」が50.1%と、性別においてほぼ均等の回答者数を得られました。また、年齢構成は、「60歳代」が最も多く19.5%、次いで「70歳代」が19.0%、「40歳代」が17.6%と続いています。

■ 性別

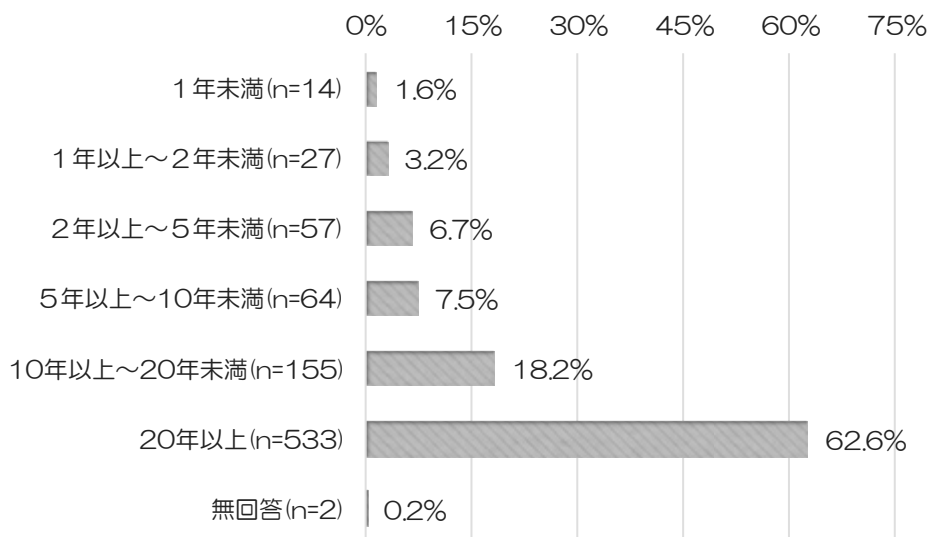


■ 年齢構成



回答者の居住年数は、「20年以上」が62.6%と過半数を占めています。

■居住年数

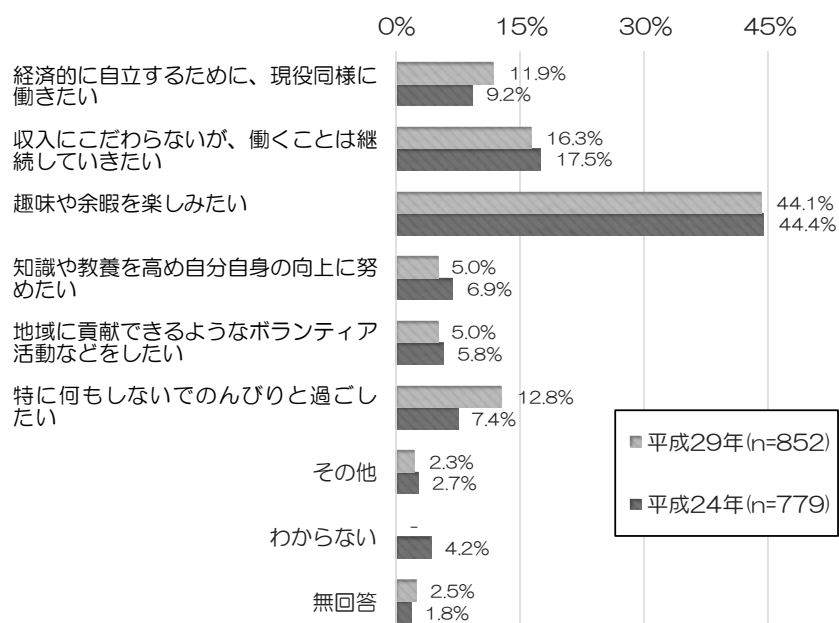


(2)回答者自身や家族の生活について

「高齢期」の過ごし方について、前回同様に「趣味や余暇を楽しみたい」が最も多くなりました。また、「経済的に自立するために、現役同様に働きたい」「特に何もしないでのんびりと過ごしたい」が増加しました。

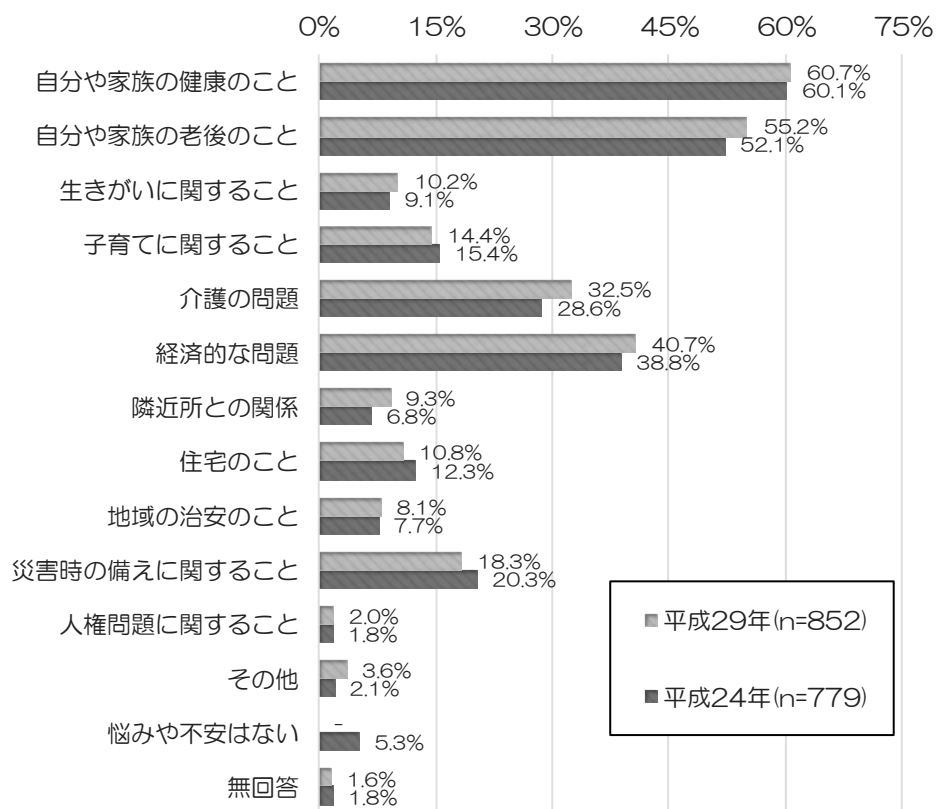
※WHO（世界保健機構）では、「高齢期」を年齢が65歳以上の期間としています。

■「高齢期」の過ごし方（前回比較）



また、悩みや不安については、「自分や家族の健康のこと」が最も多く 60.7%、次いで「自分や家族の老後のこと」55.2%、「経済的な問題」40.7%となりました。

■悩みや不安（前回比較）



※平成 29 年は「悩みや不安はない」の選択はなし

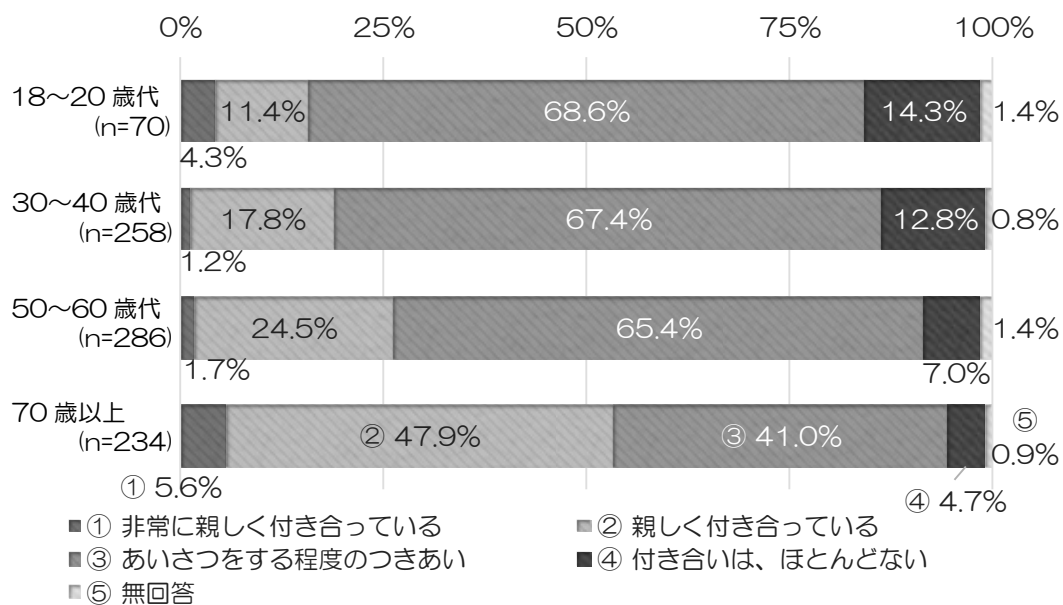


(3) 隣近所や地域との関わりについて

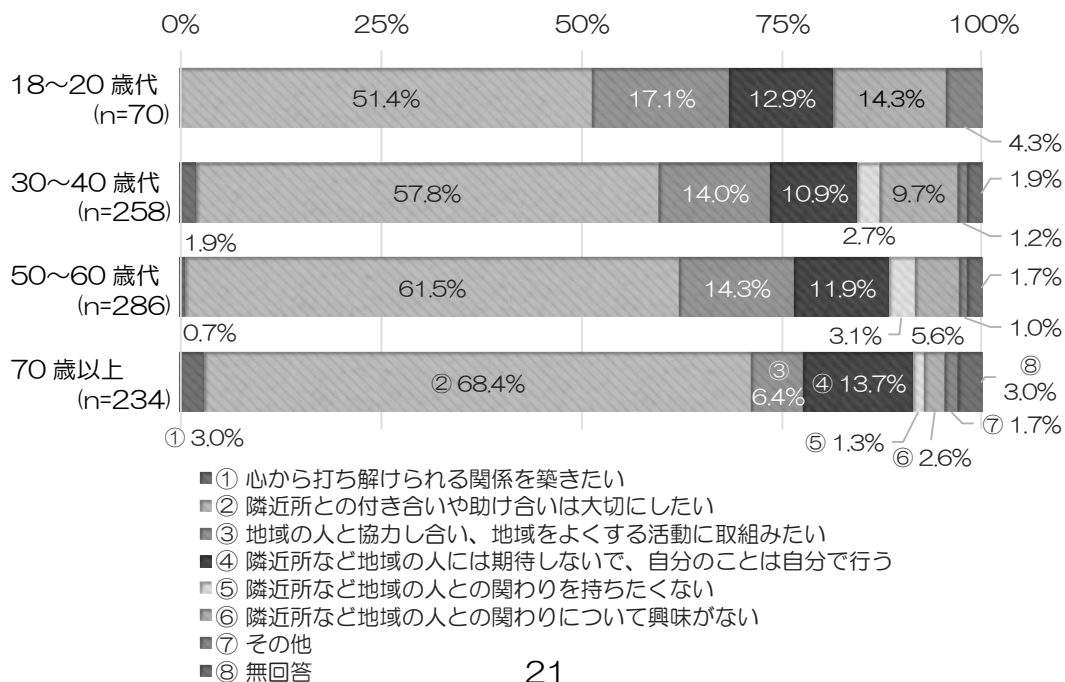
また、近所づきあいの程度を年代別に見ると、年代が上がるほど「非常に親しく付き合っている」「親しく付き合っている」の割合が増加し、70歳以上では5割を超えています。

地域の人とのかかわりについては、年代と比例して関わりを深くしたいと考えている傾向があり、若年層の意識をいかに高めるかが課題として挙げられます。

■ 近所との付き合い（年代別）



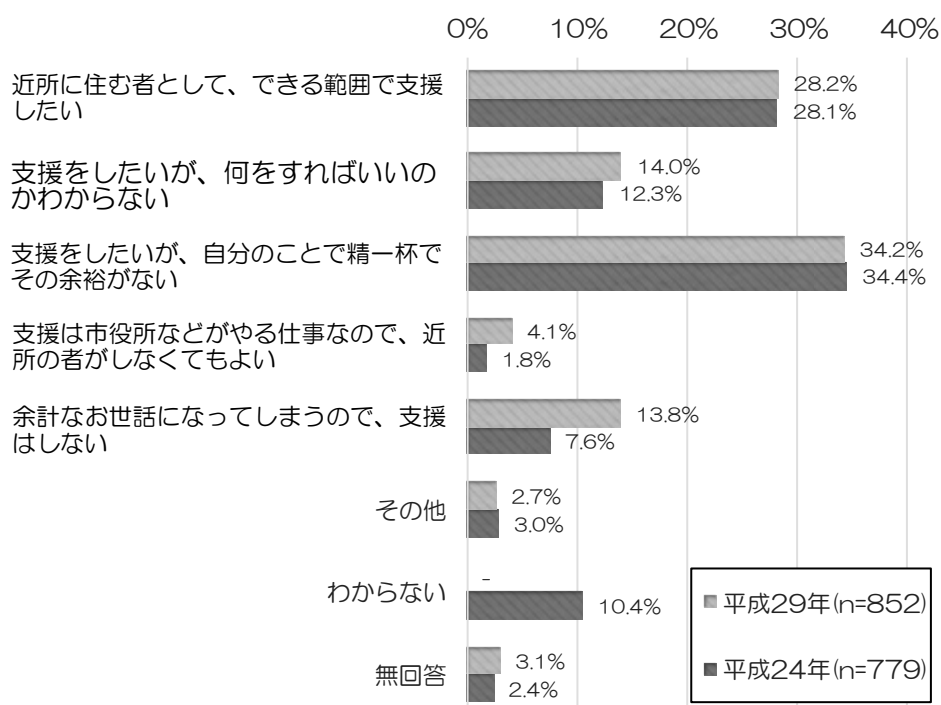
■ 地域の人との関わり（年代別）



(4)地域福祉に対する考え方について

支援を必要としている方への支援については、「支援をしたいが、自分のことが精一杯でその余裕がない」が最も多く 34.2%、次いで「近所に住む者として、できる範囲で支援したい」が 28.2%、「支援をしたいが、何をすればいいのかわからない」が 14.0%となっています。また、「余計なお世話になってしまうので、支援はしない」との回答が前回の 7.6%から 13.8%へ大きく増加しました。

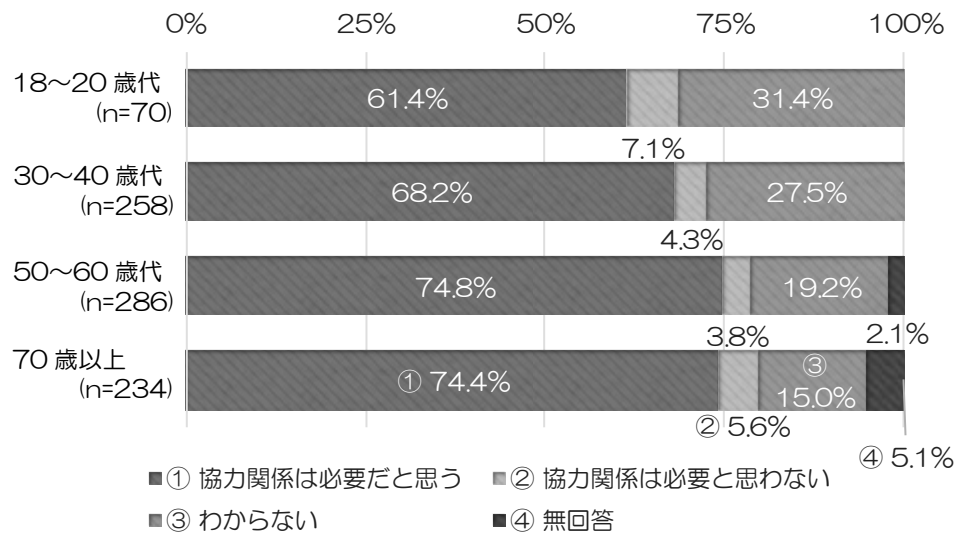
■支援を必要としている方への支援（前回比較）



※平成 29 年は「わからない」の選択はなし

住民相互の協力関係について年代別に見ていくと、年代が上がるにつれ協力関係の必要性を感じています。

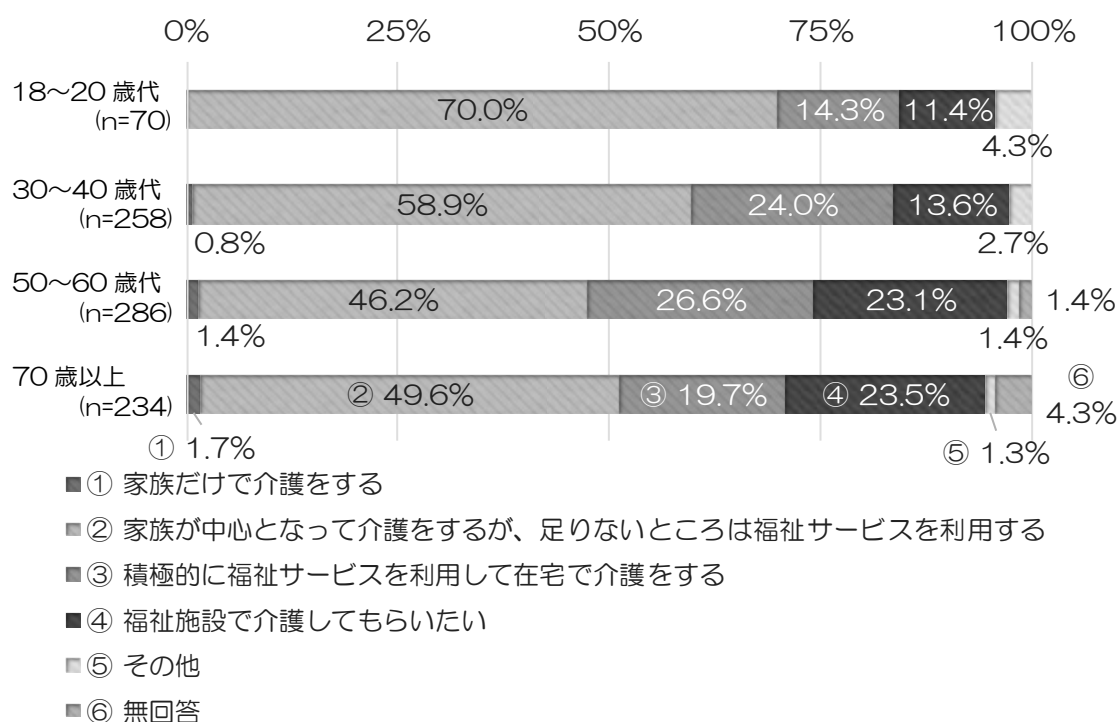
■住民相互の協力関係（年代別）



(5)福祉サービスに対する意識について

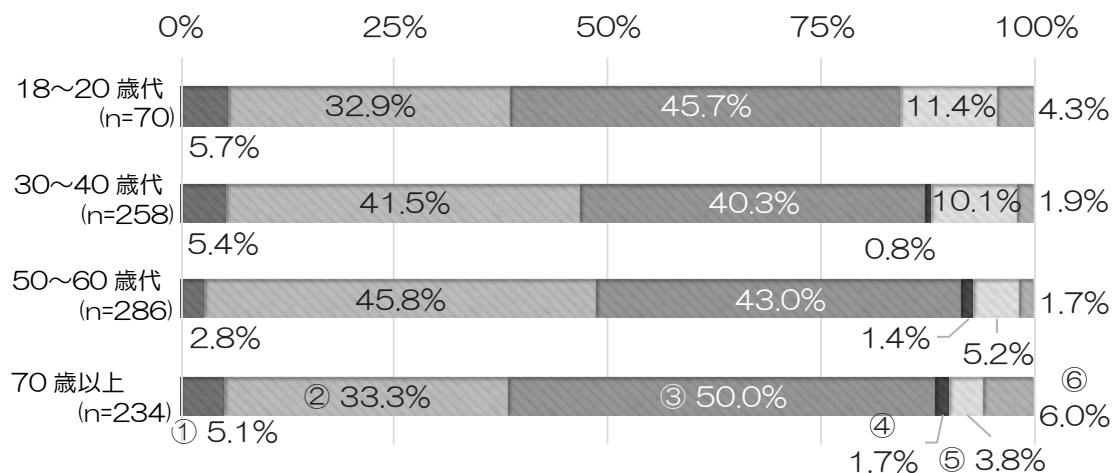
家族に福祉サービスが必要になった場合の考えを年代別に見ていくと、「家族だけで介護をする」「家族が中心となって介護をするが、足りないところは福祉サービスを利用する」「積極的に福祉サービスを利用して在宅で介護をする」といった、家庭内で介護をするという考え方は若い年代ほど多く、一方「福祉施設で介護してもらいたい」といった、家庭以外で介護をするという考え方は年代が上がるほど増えています。

■福祉サービスが必要になった場合の考え（年代別）



また、今後の福祉のあり方について年代別に見ていくと、「互助」である「福祉は行政に頼らず、地域住民の助け合いにより行うべきである」がどの年代でも極めて低く、「自助」である「福祉が必要になった場合は、自分や家族、親戚が面倒をみればよい」も低くなっています。しかし「公助」である「福祉は、国や県、市町村といった行政の責任で行うべきである」と、「共助」である「福祉は行政の支援のもとに、地域住民の助け合いを中心に行うべきである」は、「18～20 歳代」「70 歳以上」では「共助」の考え方が強く、「30～40 歳代」「50～60 歳代」は「公助」の考え方が強い結果となりました。

■今後の福祉のあり方（年代別）

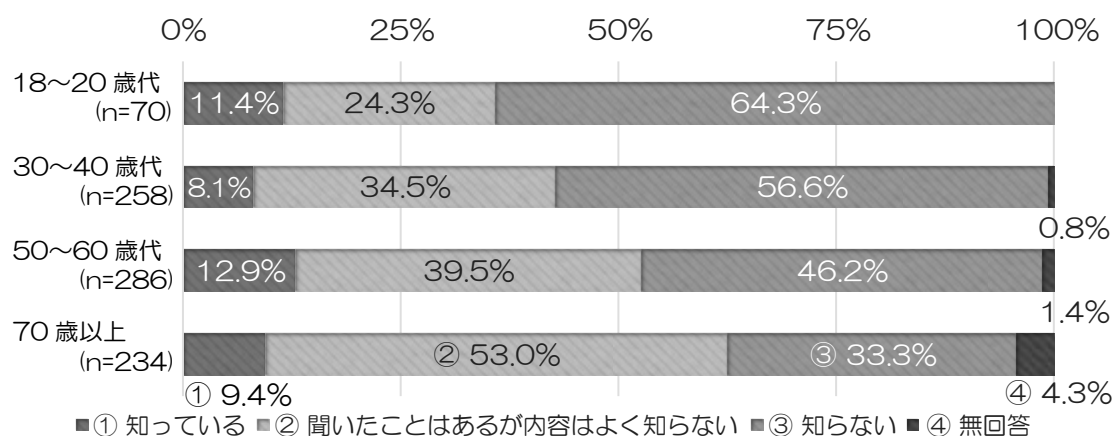


- ① 福祉が必要になった場合は、自分や家族、親戚が面倒をみればよい
- ② 福祉は、国や県、市町村といった行政の責任で行うべきである
- ③ 福祉は行政の支援のもとに、地域住民の助け合いを中心に行うべきである
- ④ 福祉は行政に頼らず、地域住民の助け合いにより行うべきである
- ⑤ その他
- ⑥ 無回答

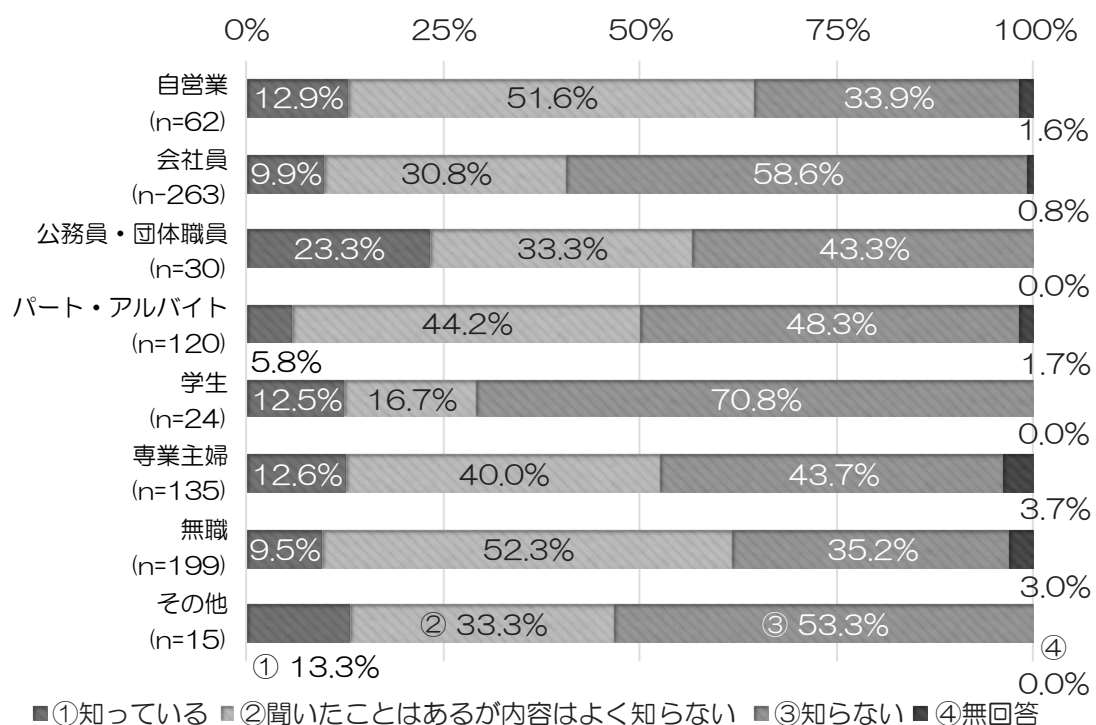
(6)生活困窮者自立支援制度について

生活困窮者自立支援制度の認知度について、「知っている」「聞いたことはあるが内容はよく知らない」は年代が上がるほど増える傾向にあります。また、職業別に見ていくと、「学生」「会社員」が半数を下回っています。

■「生活困窮者自立支援制度」の認知度（年代別）



■「生活困窮者自立支援制度」の認知度（職業別）

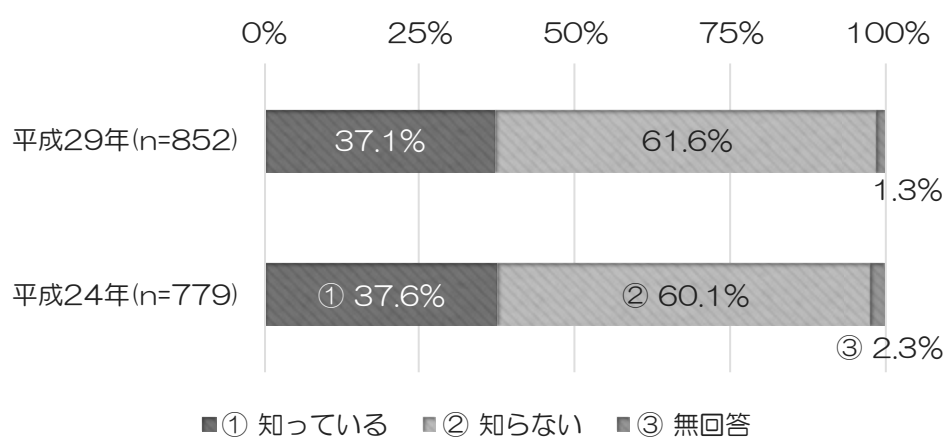


(7) 民生委員・児童委員や太田市社会福祉協議会について

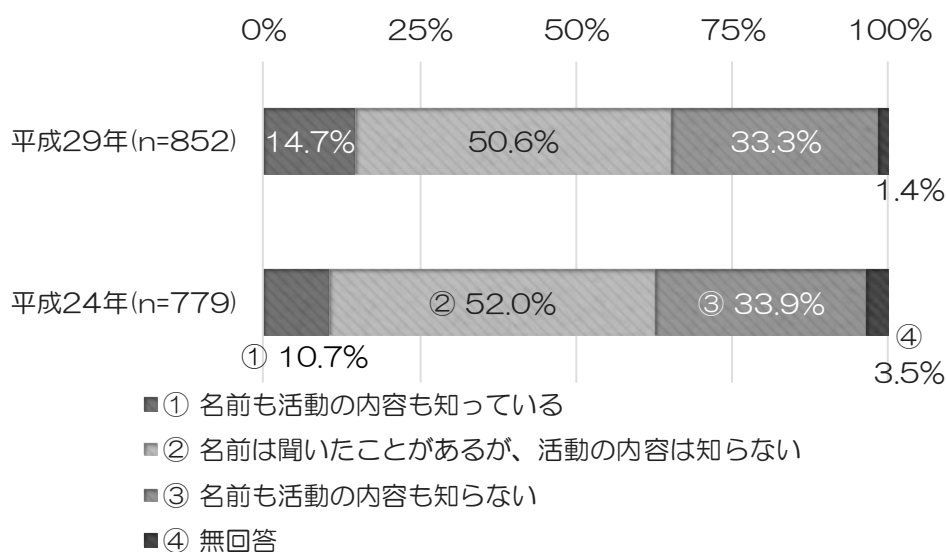
民生委員・児童委員の認知度は、前回と同様 4 割弱が「知っている」との結果となりました。

また、太田市社会福祉協議会の認知度は、「名前も活動の内容も知っている」「名前は聞いたことがあるが、活動の内容は知らない」を合わせると 65.3% となり、前回の 62.7% よりも 2.6% 上昇しました。

■ 民生委員・児童委員の認知度



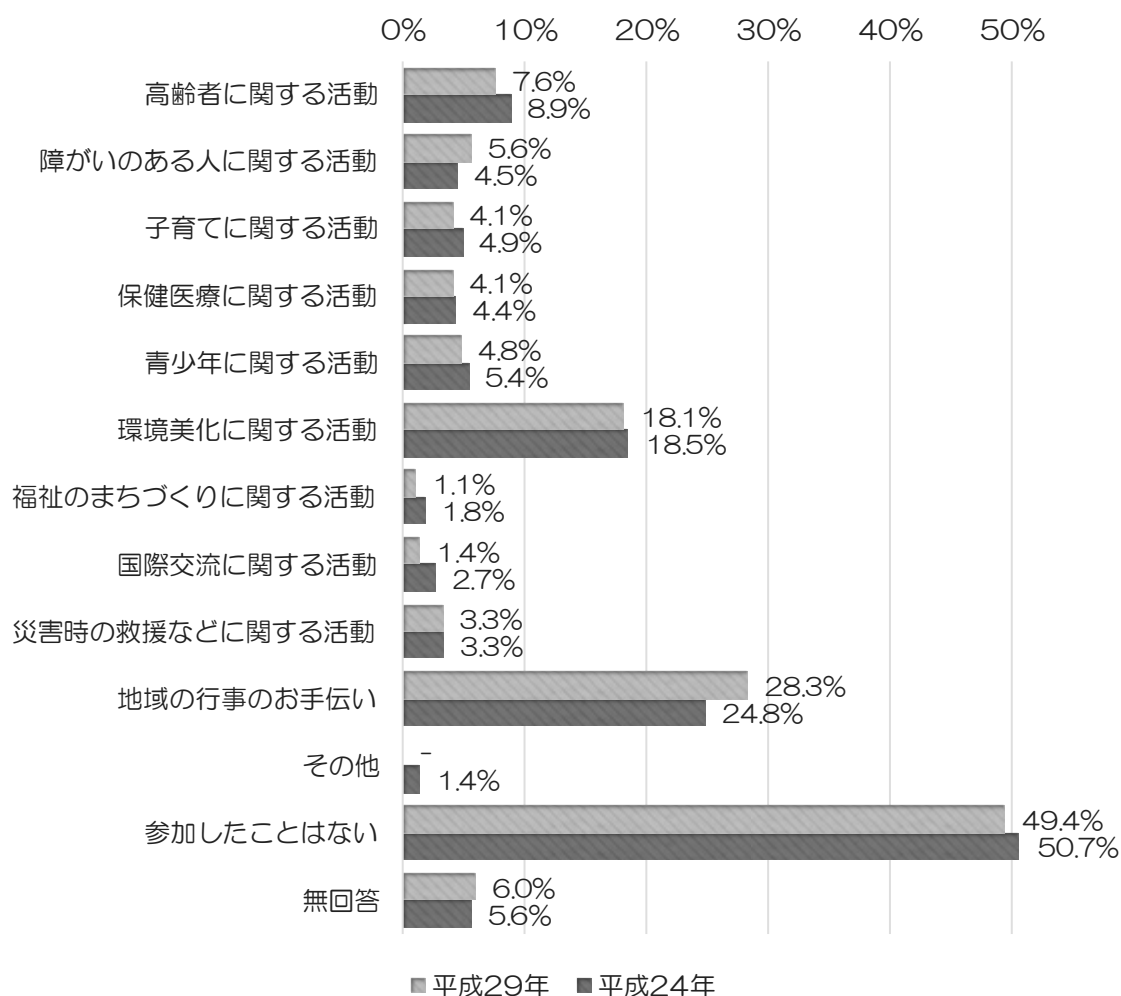
■ 「太田市社会福祉協議会」の認知度



(8) ボランティア活動や福祉教育について

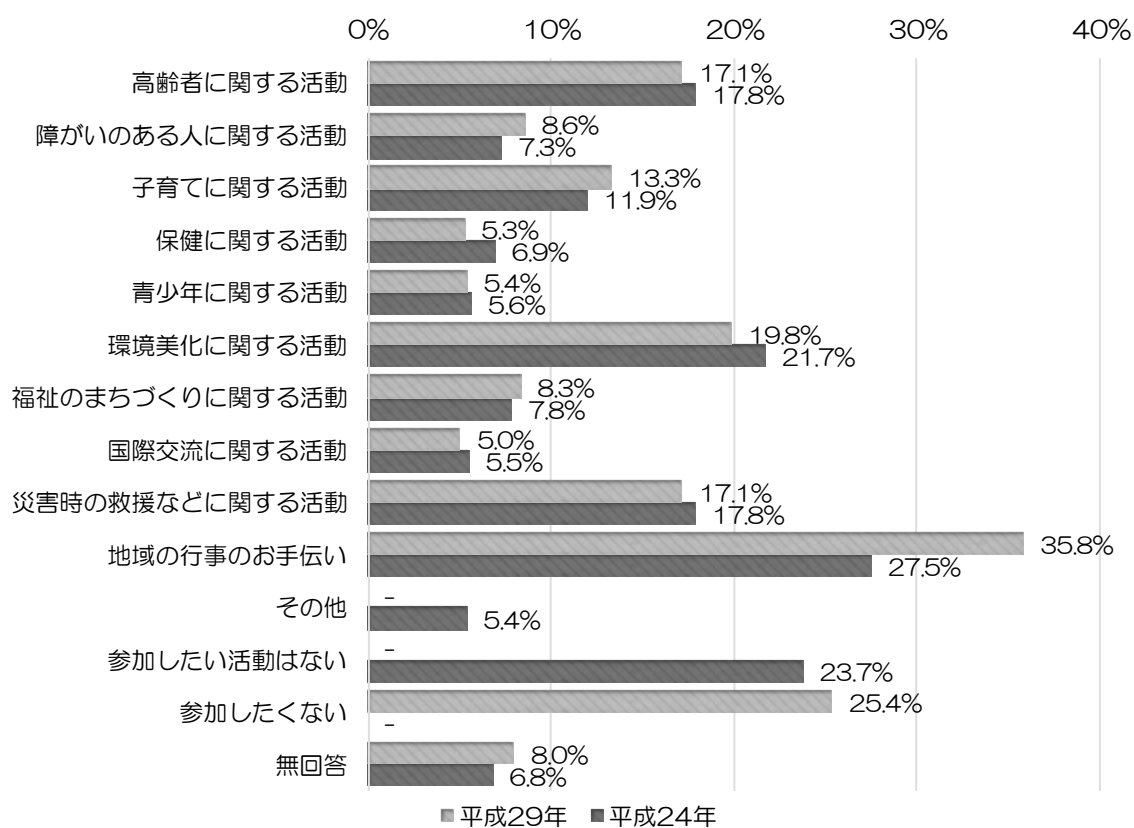
NPO法人やボランティアの活動への参加経験については、「地域の行事のお手伝い」が最も多く28.3%、次いで「環境美化に関する活動」18.1%、「高齢者に関する活動」7.6%となっています。しかし前回同様、「参加したことはない」が半数近くを占めています。

■ NPO法人やボランティアの活動への参加経験



※平成29年は「その他」の選択はなし

■今後のNPO法人やボランティアの活動への参加

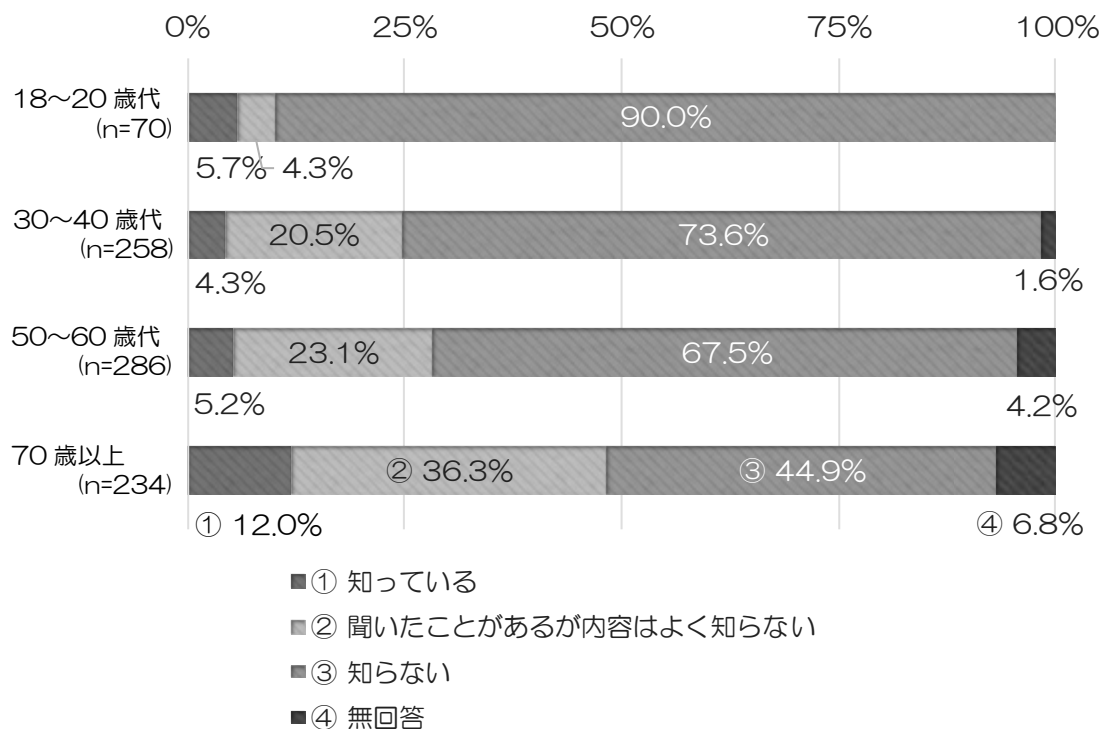


※平成24年は「参加したくない」の選択はなし、平成29年は「その他」「参加したい活動はない」の選択はなし

(9)災害時の対応について

避難行動要支援者制度の認知度について年代別に見ると、年代が上がるにつれ「知っている」「聞いたことがあるが内容はよく知らない」の割合が増えていますが、「70歳以上」においても48.3%と半数を下回っています。

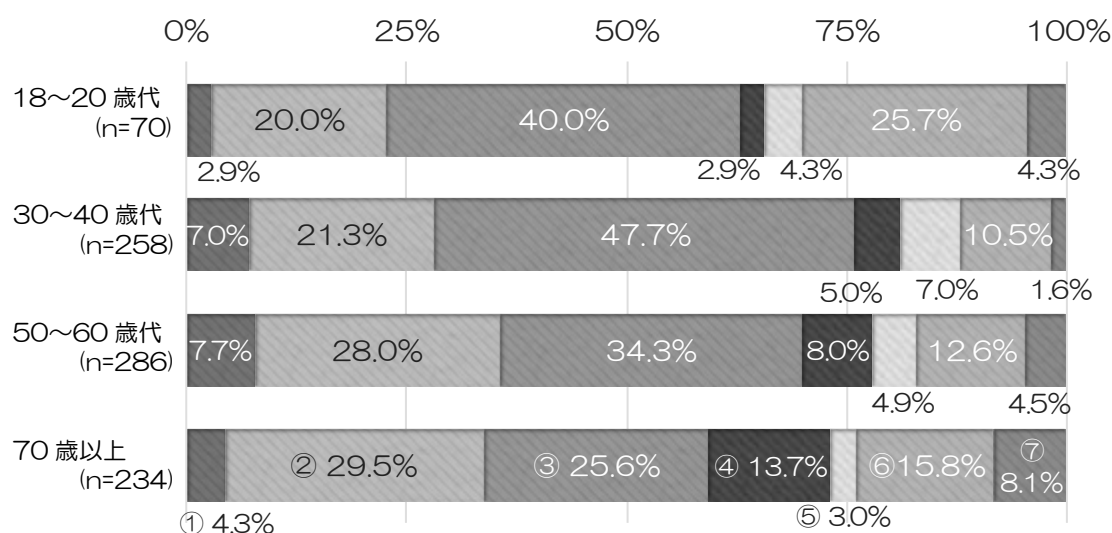
■「避難行動要支援者制度」の認知度



(10)今後の行政運営について

福祉サービスの水準と費用負担の関係について年代別に見ていくと、どの年代でも、負担が増えても止むを得ないという回答である「サービスは現在の水準をさらに充実させる必要があり、税や社会保険料の負担が大幅に増えても仕方がない」「サービスは現在の水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が多少増えても仕方がない」は、サービスが低下しても止むを得ないという回答である、「基本的にはサービスは水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである」「税や社会保険料の負担が増えるのは困るので、多少サービス水準が下がっても仕方がない」よりも少ない傾向があります。

■福祉サービスの水準と費用負担の関係について（年代別）



- ① サービスは現在の水準をさらに充実させる必要があり、税や社会保険料の負担が大幅に増えても仕方がない
- ② サービスは現在の水準を維持するべきであり、税や社会保険料の負担が多少増えても仕方がない
- ③ 基本的にはサービスは水準を維持すべきだが、実施効果の小さいサービスについては縮小・削減し、応分の費用負担にすべきである
- ④ 税や社会保険料の負担が増えるのは困るので、多少サービス水準が下がっても仕方がない
- ⑤ その他
- ⑥ わからない
- ⑦ 無回答

7 太田市社会福祉協議会

(1) 太田市社会福祉協議会

社会福祉協議会は、社会福祉法第109条に基づき、社会福祉の増進を図ることを目的に全国・都道府県・市区町村のそれぞれに組織されています。

太田市社会福祉協議会は、平成17年3月28日に旧4市町（太田市・尾島町・新田町・藪塚本町）が合併し、新太田市社会福祉協議会として誕生しました。

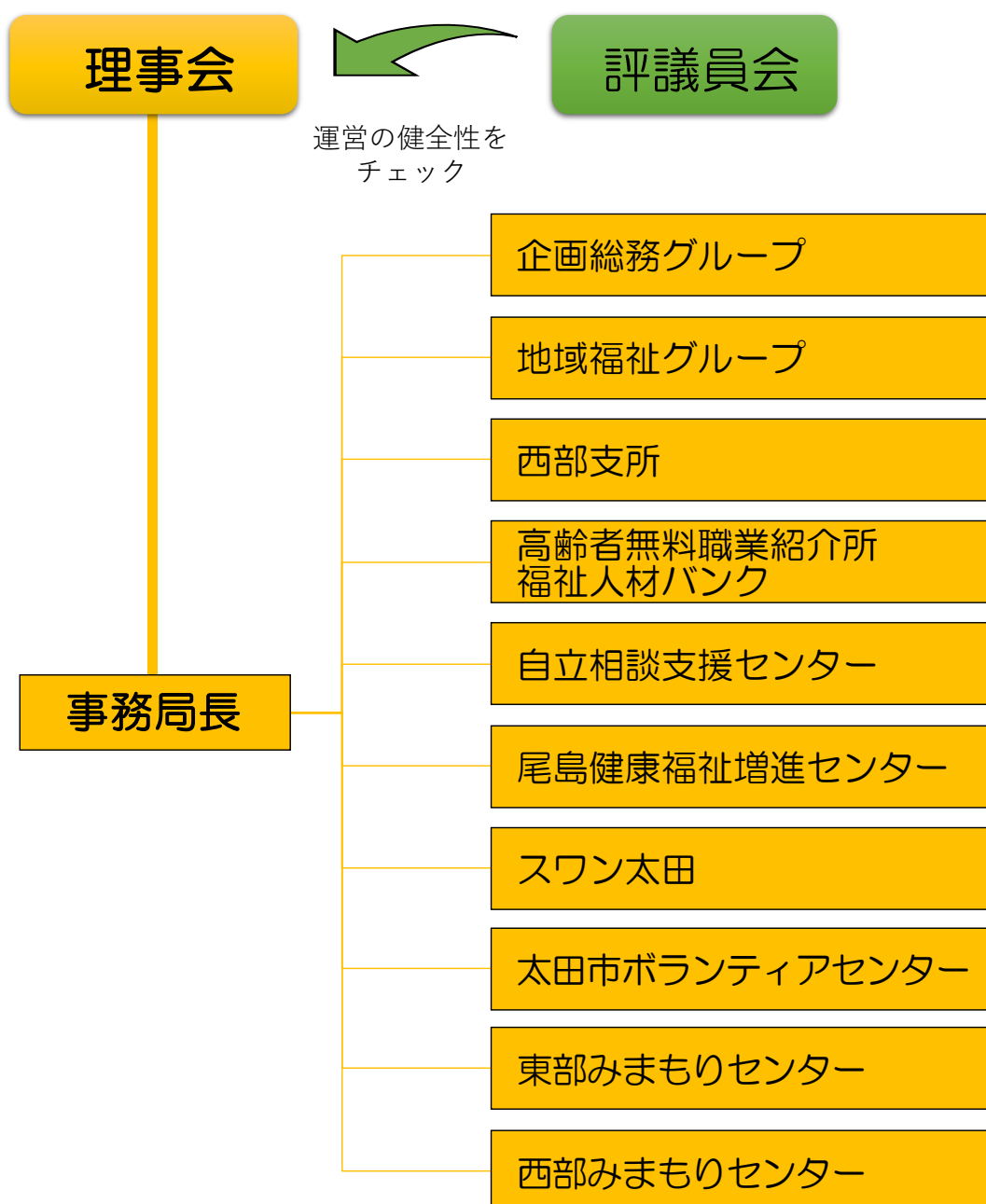
現在の事務所は、本所（太田市福祉会館内）及び西部支所（新田福祉総合センター内）を置き、太田市行政をはじめ関係機関、団体、施設、そして多数の市民の方々のご支援ご協力を得ながら運営、地域福祉の推進を行っています。



(2)太田市社会福祉協議会の組織

社会福祉の活動を一部の専門家や関係行政機関、社会福祉関係者による活動にとどめず、福祉問題をかかえている人たちを中心にし、地域福祉の主体である住民がその福祉問題を自ら解決し、活動を展開できるよう組織面においても住民の意思が反映されるしくみになっています。

役員には、区長、民生委員・児童委員、市議会議員、ボランティア、老人クラブ、障がい者団体、社会福祉施設など地域の代表者や行政関係者、学識経験者などによって組織され、皆さんの声が反映されるようになっています。



(3)太田市社会福祉協議会の主な事業

- ・啓発宣伝事業の実施
- ・地区社協活動の支援
- ・福祉ふれあいスポーツ大会ふれあい部門の開催
- ・社会福祉大会の受託運営
- ・日常生活自立支援事業の受託運営
- ・おおた成年後見支援センター事業の実施
- ・住民支え合いネットワーク事業の実施
- ・ボランティアセンターの運営
- ・スワン太田就労継続支援 A 型事業所の運営
- ・福祉関係団体等への支援
- ・小口生活資金、生活福祉資金貸付事業の実施
- ・生活困窮者自立相談支援事業の受託運営
- ・生活支援体制整備事業の受託実施
- ・高齢者地域福祉自立支援事業の受託運営
- ・友愛訪問事業の実施
- ・介護用紙おむつ給付事業の受託運営
- ・在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業の受託運営
- ・ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業の実施
- ・高齢者、障がい者、子育てサロン事業の推進
- ・福祉用具、福祉自動車貸出事業の実施
- ・コミュニケーション支援事業の受託運営
- ・民生委員・児童委員協議会活動への協力
- ・心配ごと相談、専門相談、無料法律相談事業の実施
- ・高齢者無料職業紹介所の運営
- ・福祉人材バンクの受託運営
- ・赤い羽根共同募金、歳末たすけあい運動の実施
- ・善意銀行の運営
- ・緊急援護物資の支給
- ・収益事業（太田献血ルームの賃貸）の実施
- ・屋内ゲートボール場「すぱーく太田」の管理運営
- ・太田市福祉会館、新田福祉総合センター、尾島健康福祉増進センターの指定管理の受託

8 関係団体等の状況

(1) 民生委員・児童委員の活動

民生委員・児童委員は、民生委員法に基づき、厚生労働大臣からの委嘱を受けたボランティアです。社会福祉の増進のために、常に市民の立場に立って、援助を必要とする方々に対し、生活や福祉全般に関する相談・援助活動を行っています。

また、民生委員・児童委員は児童福祉法によって児童委員も兼ねており、地域の子どもや妊産婦等の福祉等の向上のため必要な相談・援助を行っています。

民生委員・児童委員には、一定の区域を担当する民生委員・児童委員と、児童福祉に関する事項を専門的に担当する主任児童委員がいます。

■区域担当民生委員・児童委員の活動

- ・住民の生活状態を把握
- ・援助を必要とする方に対する相談、助言
- ・福祉サービスを利用する方への支援
- ・社会福祉を目的とする事業を営業者や福祉活動を行う者との連携とその活動の支援
- ・生活福祉資金の貸付制度に対する協力
- ・児童の健全育成のための地域活動
- ・児童虐待防止の取り組み
- ・関係機関への意見具申
- ・保護の必要な児童等を発見した場合の連絡通報

太田市民生児童委員協議会	
地区民生委員協議会	12協議会
民生委員・児童委員	
区域担当	348人
主任児童委員	25人
合計	373人

平成29年3月末日現在

■各種委員会・会議等

- ・自立支援研究委員会
- ・地域福祉研究委員会
- ・子ども福祉研究委員会
- ・主任児童委員連絡会議

(2)自治組織(区長会)

本市の区長会は地域で互いに支え合い、明るく住みやすい暮らしができるための役割を担っており、地域福祉の基盤にもなっています。地域内住民とのパイプ役を務めるとともに、地区内の自主防災をはじめ幅広く地域活動に携っています。

区長会	
地区	16地区
行政区・区長	199区・人
区長代理	285人

平成29年4月1日

(3)児童館・こども館・放課後児童クラブ・こどもプラッツ

児童に健全な遊びを与えて、その健康を増進し、情操を豊かにすることを目的とした「児童館」を各地区に設置し、こども館とともに地域の児童健全育成の拠点として重要な役割を担っています。

小学校に在籍する児童について、保護者が仕事等により昼間家庭に居ない場合に、授業終了後、児童を預かり適切な遊びや生活指導を行うことにより、児童の健全な育成を図るとともにその保護者を支援することを目的とした「放課後児童クラブ」を学校区ごとに設置しています。

放課後等において、保護者が就労等により昼間家庭にいない小学生に対し、小学校の余裕教室等を利用して、子どもたちの安全・安心な活動場所の確保を図るため「こどもプラッツ」を実施しています。この事業は、地域の方々の参画を得て行い、次世代を担う子どもたちの健全育成と地域社会の中で心豊かで健やかに育まれる環境づくりを推進しています。

児童館・放課後児童クラブ等	
放課後児童クラブ	55クラブ
こどもプラッツ	20校
児童館	15館
こども館	1館

平成29年3月末日現在

(4)老人クラブ

老人クラブでは仲間作りを通して、生きがいと健康づくりのため、グラウンドゴルフ・ゲートボールなどのスポーツや様々な文化活動を行い、潤いのある生活を目指し活動を行っています。

老人クラブ	
老人クラブ支部	12支部
老人クラブ	118クラブ
老人クラブ会員	7,260人

平成29年3月末日現在

(5)社会福祉法人

社会福祉法人は、社会福祉法第24条に定められた、社会福祉事業を行うことを目的として設立された法人で、支援を必要とする市民に対して、無料又は低額な料金で福祉サービスを積極的に提供することを求められています。

子ども・障がい者・高齢者福祉などの分野で、市内に59法人が活動しております。

社会福祉法人	
子ども関係団体	37法人
障がい者関係団体	7法人
高齢者関係団体	12法人
その他団体	3法人
合計	59法人

平成29年10月1日現在

県管轄団体を含む

(6)NPO法人

NPO法人は民間の非営利組織で、様々な社会貢献活動を自発的に行う組織です。特定非営利活動促進法で定める分野に限り法人設立が認められています。

保健・医療・福祉や文化・芸術・スポーツなどの分野で、市内に93法人が活動しております。

NPO法人	
法人数	93法人

平成29年3月末日現在

(7) ボランティア

太田市のボランティア活動は、福祉活動や社会貢献等への関心が高く、地域福祉の向上の原動力となっております。太田市社会福祉協議会では、ボランティアセンターを開設し、ボランティアの総合的な窓口として、相談、登録、地域ニーズの把握・斡旋、情報提供、育成支援などを実施しています。

	個人 登録数 (人)	団体 登録数 (団体)	構成員 延べ人数 (人)	ボランティア 活動保険 加入者数(人)
太田市社会福祉協議会 ボランティアセンター	82	181	2,843	6,006

平成29年3月末日現在

※上記は太田市社会福祉協議会登録の情報のみ



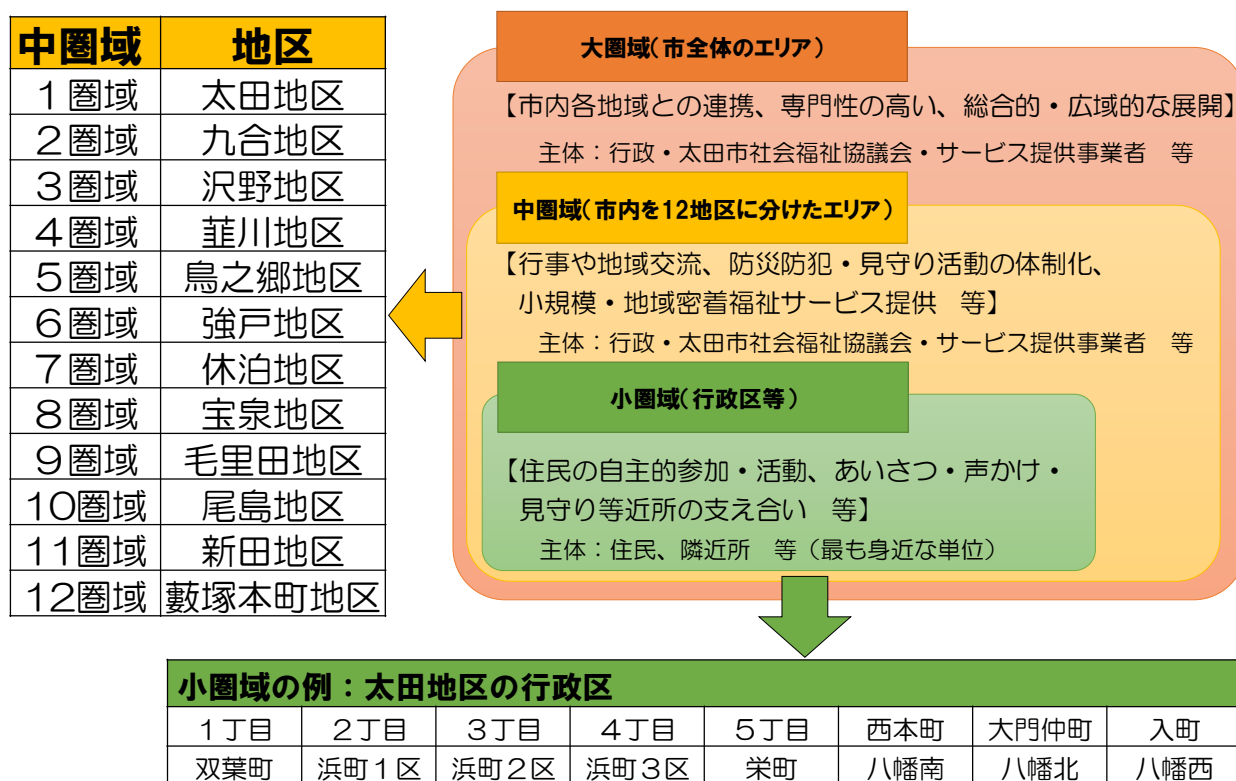
総論

第3章 計画の基本的な考え方

1 圏域の考え方

地域福祉を推進するためには、様々な活動圏域が地域に存在する中で、市全体の大きな圏域から、隣近所といった小さな圏域まで、それぞれの圏域に応じた推進体制を整備し、効果的な地域福祉活動を展開することが必要です。

このため、この計画を推進するにあたっては、3段階の圏域を設定し、それぞれの圏域に応じた機能や役割、体制等を整備していくこととします。



2 地域福祉推進上の課題

(1) 今後求められる地域福祉のあり方

平成 27 年 10 月 1 日現在の国勢調査によると、全国の人口は 1 億 2,709 万 4,745 人と平成 22 年から 0.8%の減少となっております。また、65 歳以上の高齢者人口は総人口の 26.3%と前回よりも 3.3%増加する一方、15 歳未満の年少人口が 12.5%と前回から 0.7%減少し調査開始以来最低を更新するなど、少子化・高齢化の歯止めがかからない状況となっております。本市の年齢構成においても同様の傾向を示しており、平成 29 年 3 月末日現在の高齢者人口は総人口の 24.7%、年少人口は 14.2%となっております。

このような中、国においては、制度・分野ごとの「縦割り」や「支え手」「受け手」という関係を超え、地域住民や地域の多様な主体が「我が事」として参画し、人と人、人と資源が世代や分野を超えて「丸ごと」つながることで、住民一人ひとりの暮らしと生きがい、地域をともに創っていく「地域共生社会」の実現に向けた取り組みを推進しています。

本市においても、少子高齢化や核家族化の進行とともに、地域における相互扶助機能の低下、連帯感の希薄化が懸念されるため、地域に根ざした「互助」による福祉社会の実現を目指す取り組みを強化・充実する必要があります。

このため、公的な福祉サービスの充実だけでなく、市民の主体的な地域福祉活動の活性化も課題であり、国のこれからの社会保障制度の動向、少子高齢化などの状況を視野に入れるとともに、高齢者や障がい者の権利擁護をはじめとした多様化する市民のニーズを把握し、市における各施策を推進し、地域の福祉力の向上に向けた取り組みを強化する必要があります。

(2)子ども・子育て支援

急速な少子化の進行及び子育て家庭や地域を取り巻く環境の変化に対応するため、次世代を担う子どもや子育て家庭を行政や地域社会をはじめ社会全体で支援し、家庭における子育てについて感じる負担や不安、孤立を和らげ、喜びを感じながら子育てができるような環境を整備する必要があります。

このような中、国においては、質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大及び確保並びに地域における子ども・子育て支援の充実等を図るため、「子ども・子育て関連3法」(※1)を平成24年8月に制定し、子ども・子育てを支援する新たな制度である「子ども・子育て支援新制度」(※2)を創設しました。また、次世代を担う子どもの健全な育成を社会全体で迅速かつ重点的に支援するために制定された次世代育成支援対策推進法が、平成37年まで10年間延長され、職場・地域における子育て環境の整備など、子どもが健やかに生まれ、育成される環境のさらなる改善が必要であるとされています。

本市においては、国の新制度や次世代育成支援対策に対応するため、平成27年3月に「太田市子ども・子育て支援事業計画」及び「太田市次世代育成支援行動計画」を策定し、質の高い幼児期の学校教育・保育及び地域における子ども・子育て支援を提供するとともに、子育て支援センターをはじめ、地域における子育て支援関係機関や団体と連携してネットワークを構築し、地域全体として重層的な子育てを支援する環境づくりを推進しています。また、独自施策である第2子や第3子以降の多子支援事業を展開したり、保育料の負担軽減や保育園・認定こども園及び放課後児童クラブ・太田市こどもプラッツ等の整備充実に力を入れるなど、ソフトとハードの両面で子育てしやすいまちづくりに取り組んでいるほか、子育て家庭への訪問等による養育環境の把握や相談、子育てサロンをはじめとする子育て関連の情報を交換する交流の場づくり等、地域における子育て支援を推進しています。さらに、子どもの交通安全や子どもを犯罪等の被害から守るため、自治体や学区を中心とした地域ボランティア、市民などによる自主的なボランティア活動が展開されています。このような中、すべての子育て家庭に対して官民間わす切れ目のない支援が求められており、次世代を担う子どもの健やかな育成を通じた地域コミュニティの構築をさらに強化する必要があります。

※1 子ども・子育て関連3法

子ども・子育て関連3法とは、平成24年8月に成立した「子ども・子育て支援法」、「認定こども園法の一部改正」、「子ども・子育て支援法及び認定こども園法の一部改正法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律」の総称

※2 子ども・子育て支援新制度

子ども・子育て支援新制度とは、子ども・子育て関連3法に基づく制度で、認定こども園の拡充や地域の子ども・子育て支援の充実を柱としており、平成27年4月に本格実施されました。



(3)障がい者の自立と社会参加の支援

国では、平成18年4月に「障害者自立支援法」を施行し、障がいの種別にかかわらずサービスが利用できるよう障がい福祉サービスを一元化し、地域の中での自立と社会参加を促進するため、総合的な自立支援システムの構築が図られています。

また、国連の「障害者の権利に関する条約」の締結に向けた国内法制度の整備の一環として、全ての国民が、障がいの有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する社会の実現に向け、障がいを理由とする差別の解消を推進することを目的として、平成25年6月、「障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律」（いわゆる「障害者差別解消法」）が制定され、平成28年4月1日から施行されました。

本市では、平成29年6月に、障害者基本法に基づく「第4次太田市障がい者福祉計画」を策定し、また、平成30年3月に、障害者総合支援法に基づく「第5期太田市障がい福祉計画」及び児童福祉法に基づく「第1期太田市障がい児福祉計画」を策定し、「ノーマライゼーション」（※1）と「リハビリテーション」（※2）の理念のもと、相互に人格と個性を尊重しあいながら共生する社会を実現できるよう、総合的な障がい者施策を推進しています。

障がいの有無にかかわらず、誰もが住み慣れた地域で共に安心して暮らせる社会を築くためには、市民一人ひとりが、障がいや障がいのある人について正しく理解するとともに、障がいのある人が自立した地域生活を送ることができるまちづくりを地域一体となって推進することが必要です。

※1 ノーマライゼーション

障がい者を特別視するのではなく、一般社会の中で普通の生活が送れるような条件を整えるべきであり、共に生きる社会こそノーマル（あたりまえ）であるという考え方のことです。

※2 リハビリテーション

障がい者の身体的、精神的、社会的な適応能力回復のための機能障がいの改善だけでなく、身体的、心理的、社会的、職業的、経済的な回復など、障がい者の生涯全般において、障がいを持った人が人間らしく生きる権利を回復すること（全人間的復権）を意味します。

(4)高齢者の心身の健康の維持増進及び自立と社会参加の支援

超高齢社会と並行して核家族化も進行しているため、高齢者ひとり暮らし世帯、高齢者のみの世帯も増加傾向にあり、同時に地域において支援が必要な高齢者、高齢者が高齢者を介護するいわゆる「老老介護」の世帯も増加しています。

また、豊かな人生を享受できる超高齢社会の実現を目指すためには、高齢者の知識・技術・経験を活かした生きがい作りの場の確保が課題となりますが、高齢者福祉という面では、サービスの受け手だけでなく、高齢者自身がサービスの提供者となることに大きな期待が寄せられます。

こうした中、平成27年度介護保険法改正において、要支援者に対する介護予防訪問介護、介護予防通所介護を地域支援事業へ移行し、在宅医療・介護連携の推進、認知症施策の推進、生活支援サービスの体制整備事業が包括的支援事業に位置づけられるなど、地域包括ケアシステムの構築に向けた地域支援事業の見直しが行われました。また、持続可能な制度構築に向け、一定額以上の高額所得者に対する本人負担額を2割へ引き上げたり、特別養護老人ホームの入所基準を変更したりするなど、サービスの効率化・重点化を図る制度改正も行われました。

本市では、平成30年3月に「はつらつプラン21（太田市高齢者福祉計画・第7期介護保険事業計画）」を策定し、誰もが住み慣れた地域で、尊厳をもって安心して暮らせるよう、総合的な高齢者福祉施策を推進していきます。この中で、多様化する高齢者のニーズに対応し、社会全体で高齢者を支えていくためには、高齢者自身も含めた市民の参加、協力は不可欠であり、きめ細かく柔軟な対応ができるボランティアやNPO（特定非営利活動法人）によるサービス提供は、今後ますます重要になるものと位置づけています。また、市民の意向を的確に把握するとともに福祉への参画を促し、市民・企業・行政が協働して、地域にふさわしい福祉社会を創造していくことが求められています。

(5)助け合い、支え合うことの必要性

市民意識調査の結果等から、家族や地域の絆、共に助け合い・支え合い、励まし合い等の意識は、徐々に薄れてきていることがわかります。

また、本格的な少子化・超高齢社会を迎えた現在、市民一人ひとりの願いでもある、「住み慣れた地域で生きがいを持ち、自分らしく安心して生活できる地域社会」の実現がますます求められており、このような地域社会を実現するためには、平常時からの地域での助け合い・支え合いの仕組みづくりや、一人ひとりの課題解決を総合的に支援できる、地域と行政等が一丸となった支援体制の構築が必要になっています。

3 基本理念

地域福祉計画と地域福祉活動計画は、ともに連携し、様々な地域の課題に対処するために、地域住民や様々な地域活動団体・関係機関、行政等が「協働」でつくる、福祉のまちづくりを進めていくための計画です。

このため、あらゆる市民や地域活動団体・関係機関が主体的に地域福祉活動を行える社会の実現を目指し、市民の誰もが住み慣れた地域で、支え合い・助け合いながら、いつまでも安心して自立した生活を送り続けられるように、それぞれの前計画の基本理念を踏襲し、福祉のまちづくりを進めます。

●地域福祉計画

ささえ愛 みんなで育む福祉のまちづくり おおた

～ともに支え合い、自立を実現する福祉を目指して～

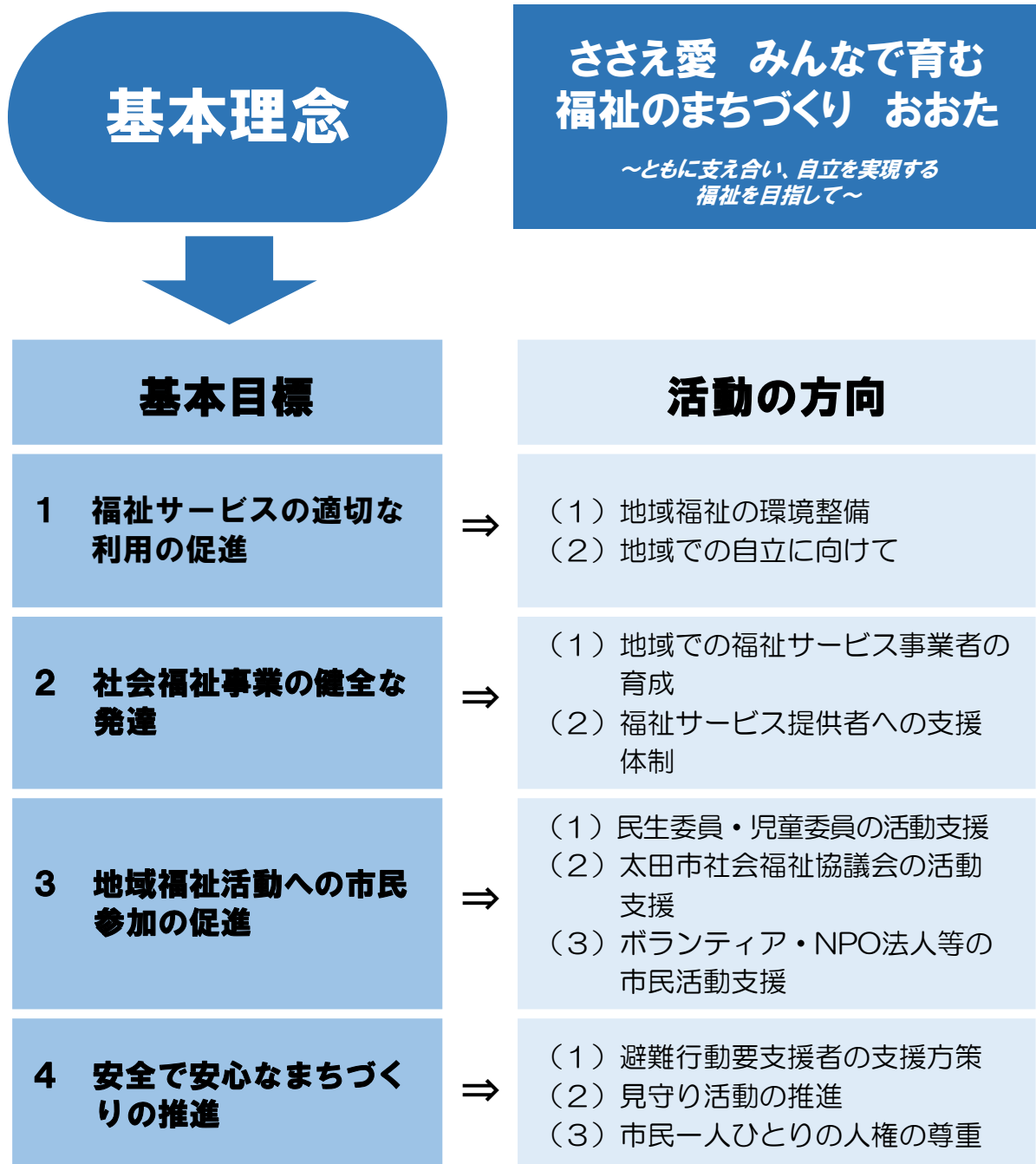
●地域福祉活動計画

わたしがつくる みんなでつくる

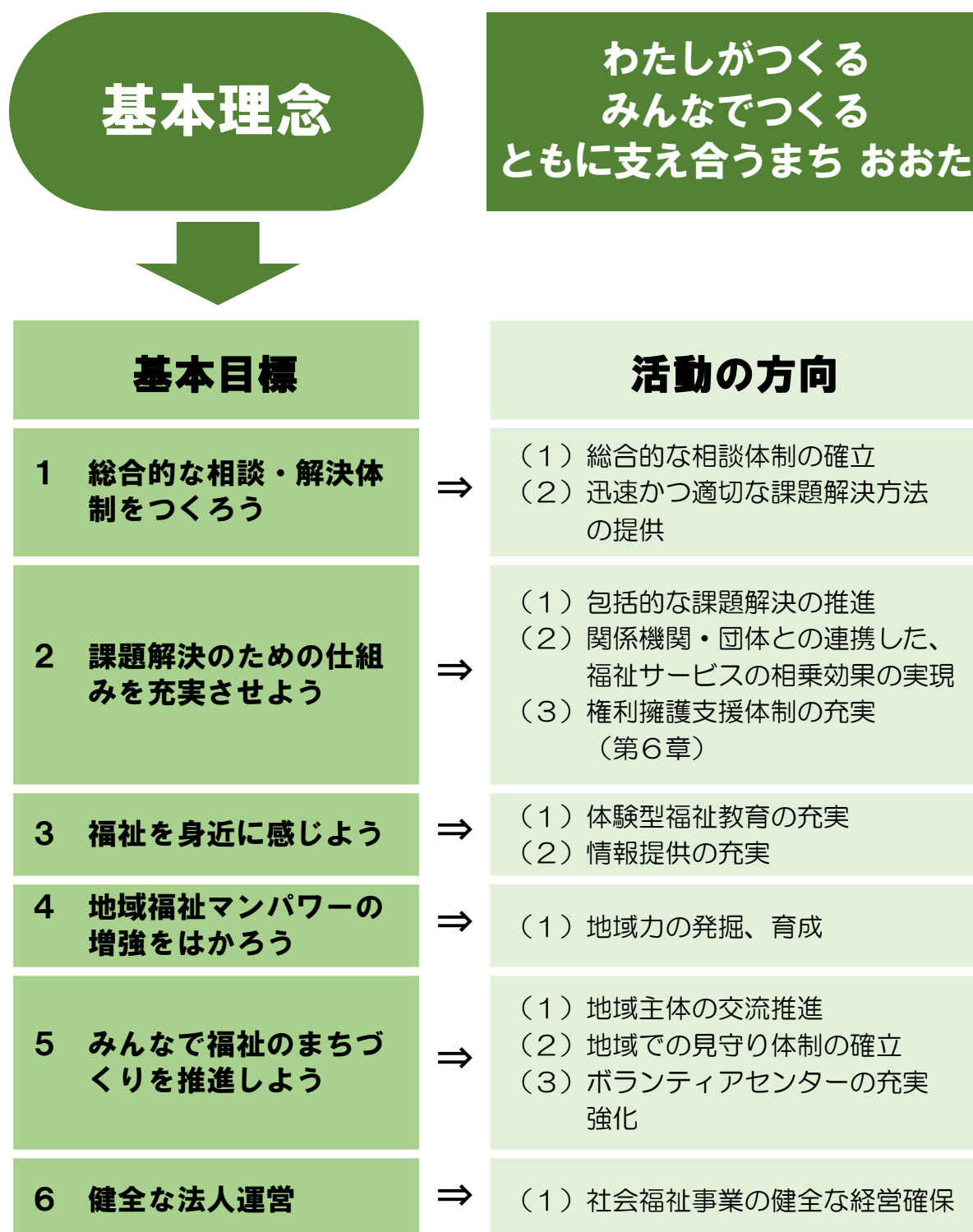
ともに支え合うまち おおた



(1)地域福祉計画 施策体系図



(2)地域福祉活動計画 施策体系図



各論Ⅰ 地域福祉計画

第4章 地域福祉計画の施策の展開

基本目標1 福祉サービスの適切な利用の促進

市民の「困った」を解決するための福祉サービスについては、広く市民にその存在が認識され、必要になった人を受け止める窓口があってはじめて、適切な利用が可能となります。また、1つの問題に対して1つの福祉サービスという考え方だけでなく、課題を抱えやすい立場にある市民ひとりに対して、様々な福祉サービスを連携させ、継続的に提供することで、自立した生活につながる効果的な支援になるよう努めます。

(1) 地域福祉の環境整備

① 多様な情報提供

現状と課題

福祉サービスが多様化している現在、利用者が適切なサービスを選択できるよう、情報の提供方法にも工夫が求められます。

また、生活環境や文化、世代などにより、その人にとって受け取りやすい情報の形は様々です。また、情報発信の手段は増えていますが、それぞれの手段により、適切な対象・用途は異なります。よって、福祉サービス利用のための情報提供も、色々な受け手を想定し、多様な情報発信を検討する必要があります。

今後の方向性

支援を必要としている人が簡単に情報を得ることができ、自身に必要な福祉サービスを選択できるよう、広報紙やホームページ、パンフレットなどの様々な媒体を通じての効果的な情報提供を充実し、福祉サービスが適切に提供されるよう支援します。

また、関係機関や団体等との情報を共有し、利用する側に立った効果的な情報提供を充実します。

推進施策

- ・「広報おおた」による定期的・計画的な掲載
- ・市ホームページの充実
- ・「くらしの便利帳」などの利用促進

- ・互いの顔が見える情報提供である回覧板等の利用促進
- ・ひとり暮らし高齢者への広報配達の推進
- ・視覚障がい者用「広報おおた」録音テープの充実

②相談体制の充実

現状と課題

核家族化による家族形態の変化、超高齢社会の進行、経済不況や価値観の多様化等により、地域において支援を必要としている人の課題は多様化・複雑化し、深刻化しやすい傾向にあります。

また、それにともない措置制度に代表される行政の一方向の支援だけでは、課題の一部しか解決することができず、自立して生活する支援としては不十分であるという問題がありました。

今後の方向性

関係機関の連携を強化し、一方向からの支援だけでなく、課題を抱えた人の支援を総合的に行えるよう相談体制を整備し、また、日常的な住民同士の見守りや支え合いによる相談機能の充実を図ります。

推進施策

- ・生活困窮者への面接相談の充実
- ・障がい者相談支援センター機能の充実
- ・子どもの発達障がい等にかかる相談業務の充実
- ・子育て家庭への相談拠点の充実
- ・地域包括支援センター事業との連携に伴う各種総合相談事業の推進
- ・成年後見制度の利用促進

(2)地域での自立に向けて

現状と課題

住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活が送れることは、すべての市民の願いです。特に市民の中には、高齢者や障がいのある人、子育て家庭など特に支援を必要としている人々も多数生活しており、また、一つひとつではなく総合的な課題解決への支援が必要です。

今後の方向性

高齢者や障がいのある人、子育て家庭など、支援や介助・介護を必要とする人が、住み慣れた地域で快適に安心して暮らせるよう、保健・医療・福祉の総合的なサービスの充実を図るとともに、地域や関係機関・団体との連携を深めた支援を推進します。

推進施策

- ・ひとり暮らし高齢者への支援強化
- ・高齢者福祉施策の充実
- ・障がい者への福祉・保健サービス等の充実
- ・精神保健福祉相談の充実
- ・子育て関連施設の充実
- ・子育て支援事業の充実
- ・健康づくりの推進
- ・各種相談機関の充実



基本目標2 社会福祉事業の健全な発達

具体的な福祉サービスの担い手である福祉サービス事業者等は、課題を抱えた市民と接する機会が多いため、利用者のニーズを汲み取りやすく、きめ細やかな福祉サービスの実現ができる主体というだけでなく、「我が事・丸ごと」のつなぎ役としての役割も期待されています。社会福祉事業の健全な発達のための支援を通じ、「地域共生社会」の実現を目指します。

(1)地域での福祉サービス事業の育成

現状と課題

福祉サービス事業者の提供するサービスは、市民が住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活を送るために重要な役割を果たしています。また、利用者の福祉ニーズの多様化等を受け、様々な福祉サービスを提供しています。

今後の方向性

個別の事業者単体では行いにくい福祉サービス事業者同士の情報交換や市民への福祉サービス情報・事業者情報の提供等を通じて、地域の福祉サービス事業の育成を図ります。

推進施策

- ・事業者連絡会議等の充実
- ・高齢者福祉一覧等の案内作成
- ・ボランティア、NPO法人等のサービスの明確化・組織化
- ・福祉マップや介護サービス事業者パンフレットの作成

(2)福祉サービス提供者への支援体制

現状と課題

より充実した福祉サービスを提供するためには、利用者の意見や苦情を幅広くくみ上げ、サービスの質の向上や改善につなげていく必要があります。

また、近年の福祉サービスとそのニーズは多様化・専門化しており、サービス提供事業者の専門性の向上や福祉サービス利用を促す相談員の資質の向上が求められています。

今後の方向性

福祉サービス事業者のサービス品質向上のため、福祉ニーズの把握等情報面での支援や法や太田市社会福祉協議会との連携を通じた事業者への支援等を行います。

推進施策

- ・福祉ニーズの把握
- ・各法に基づく施設、サービスの充実
- ・サービスに携わる者への研修
- ・サービス提供者の連絡調整の場の設置
- ・太田市社会福祉協議会と連携したサービス提供者への運営支援



基本目標3 地域福祉活動への市民参加の促進

市民一人ひとりが地域の課題を「我が事」として捉えられる地域を作るには、地域福祉活動を市民一人ひとりがよく理解し、参加を通じて助け合いの精神を育むことが必要です。そのために、地域福祉活動への市民参加の促進を支援します。

(1) 民生委員・児童委員の活動支援

現状と課題

民生委員・児童委員は、地域の一員として地域の世話役、各行政機関へのパイプ役として、常に市民の立場に立って生活上の相談に応じ、地域福祉の担い手としての役割が期待されています。また、「我が事・丸ごと」の「地域共生社会」を実現するための担い手としての役割も期待されています。しかしながら、近年では、個人のライフスタイルの多様化や複雑化等が進み、生活上の実態などが把握しにくく、深刻化する問題に対応するためには組織的な対応や専門機関、地域住民との連携・協働が必要になっています。

このため、今後も民生委員・児童委員によるニーズの把握や相談活動及び地域住民との連携体制の構築を支援するとともに、庁内関係課、太田市民生児童委員協議会、太田市社会福祉協議会等との連携を強化し、地域に必要なインフォーマルサービスの創出を検討することが必要です。

① 地域の要支援者の把握

今後の方向性

寝たきり高齢者、ひとり暮らし高齢者、高齢者のみ世帯、障がい児・者、生活困窮者、母子父子世帯、要支援児童などの個別援助活動に取り組み、地域の福祉課題の的確な把握に取り組みます。

民生委員・児童委員がこれらの活動を記録し、点検を行うとともに、市民一人ひとりの福祉課題や生活課題の解決に向け、各種専門相談員や関係機関、行政との連携により、地域福祉施策の充実を強化します。

② 高齢者・障がい者支援活動

今後の方向性

核家族化や超高齢社会の進行に伴い、ひとり暮らし高齢者や高齢者のみ世帯が増加しており、日常的な見守り・声かけ支援体制の充実を図っていきま

す。また、緊急時などに備え、福祉票などで状況を把握し、見守り体制の強化も図っていきます。今後も、関係機関・団体、事業者との連携を強化し、市民の身近な相談者としての役割を努めます。

③子育て支援活動

今後の方向性

核家族化や長引く不況、価値観や生活スタイルの変化等により、共働き世帯が増え、子育て家庭における孤立化や育児への不安、負担感が増大しています。また、近年では児童虐待やいじめ、不登校、非行など子どもたちをめぐる様々な問題が深刻化しています。今後も、地域の子どもたちが元気に安心して暮らせるよう、身近な地域で子どもたちを見守るとともに、子育ての不安や悩み、心配ごとなどの相談に応じ、子どもや子育てをしている家庭が必要としている支援につなげる役割を果たします。

④地域福祉活動

今後の方向性

地域における福祉課題、生活課題はより複雑になり、解決に向けては、幅広い知識と関連のある専門機関との連携が必要になっています。また、「我が事・丸ごと」の「地域共生社会」実現の担い手としても大いに期待されています。今後も、増大する福祉課題等に対応するため、様々な機会を通じた情報収集や研修活動を充実し、活動を支援します。

推進施策

- ・ 地域の見守り・声かけ支援の強化
- ・ 相談活動に対応する研修の充実
- ・ 民生委員・児童委員とその活動への理解と協力の啓蒙
- ・ 「広報おおた」や地区広報紙による民生委員・児童委員活動の周知

(2)太田市社会福祉協議会の活動支援

現状と課題

太田市社会福祉協議会は、地域が抱える様々な福祉課題を解決する地域福祉の推進役として中心的な役割を果たすため、地区社会福祉協議会や関係機関との連携を図り、地域の特色を生かしながら、子どもからお年寄り、障がいのある人など、誰もが安心して暮らせる福祉のまちづくりを積極的に推進しています。

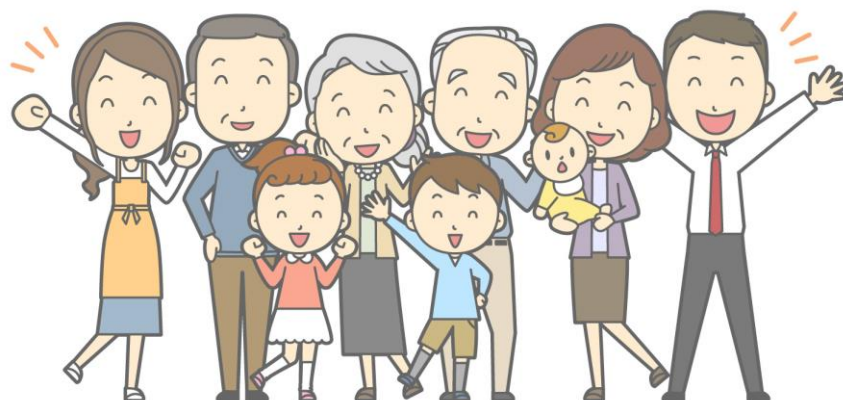
今後も、十分な支援が行き届きにくい制度の狭間にある人や、解決が困難な社会的課題に対応するため、太田市社会福祉協議会の活動に大きな期待が寄せられています。

今後の方向性

地域福祉を推進する中心的な担い手としての太田市社会福祉協議会の役割は今後も重要になります。市民が相互に支え合い、助け合うことのできる地域づくりを目指して、太田市社会福祉協議会の支援を充実するとともに、連携を強化し、「地域共生社会」の構築を推進します。

推進施策

- ・福祉人材の育成推進
- ・民生委員・児童委員との連携
- ・生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）の育成



(3) ボランティア・NPO法人等の市民活動支援

現状と課題

住民の生活課題は多様化し、必ずしも画一的な福祉サービスにより充足されるものではなく、公的なサービスや民間によるサービス、さらには市民と地域の協力を組み合わせ解決することが必要になっています。そのためには、行政や福祉サービス提供事業者だけでなく、ボランティアやNPOの関係団体等、さまざまな人々の協力や連携のもとに、地域の課題解決に向け取り組む必要があります。

① 情報提供とコーディネート

今後の方向性

ボランティアの活動事例を広報紙やホームページなどにより広く周知し、市民のボランティア活動への参加促進を図ります。また、主体的に活動できるボランティアを養成するとともに、ボランティア活動に参加したい人とボランティアを必要とする人を結びつけるコーディネート機能の強化に向け、ボランティアセンターの機能充実を支援します。

② 人材育成と活動支援

今後の方向性

太田市社会福祉協議会が開催するボランティア養成講座や福祉教育セミナーなどを積極的に支援することにより、市民のボランティアに対する理解と意識の向上を図り、地域において効果的にボランティア活動が展開されるための人材の発掘・育成に努めます。

また、地域におけるボランティア活動の円滑化を図るため、要支援者のニーズ把握や福祉サービスの利用状況などに関する情報提供を行います。

さらに、NPO法人やボランティア団体などの活動団体に対して、企業や財団法人などの各種助成金の情報を提供するとともに、コーディネート機能を充実し組織化などへの支援を充実します。

推進施策

- ・情報の周知による市民のボランティア活動への参加促進
- ・太田市社会福祉協議会の開催する各種講座の支援
- ・活動団体への各種助成金の情報提供

基本目標4 安全で安心なまちづくりの推進

市民全員が住み慣れた地域で自分らしく安心して自立した生活を送るためには、災害や防犯、虐待や判断能力の低下した方への権利擁護など、解決すべき個別課題が多くあります。そのため、それら課題に対する課題解決の支援を行います。

(1)避難行動要支援者の支援方策

現状と課題

地域にはさまざまな市民が暮らしています。その中には、介護の必要な高齢者や障がいのある方など、災害時に避難に助けを必要とする、避難行動要支援者も含まれます。市民が安心してその地域で暮らしつづけていくためには、避難行動要支援者の安全が確保される環境づくりが大切です。

今後の方向性

災害時の避難支援を必要とする「避難行動要支援者」は、避難行動要支援者台帳管理システムにより確認をしています。今後は、障がい者等の避難行動要支援者の登録を進め、台帳を整備するとともに、災害対策本部、消防本部、地区行政センターなどと情報を共有していきます。

また、個別支援計画である「避難行動要支援者支援プラン」に基づいて、区長会や民生児童委員協議会などを中心とした自治防災組織のバックアップを得て、避難行動要支援者の安否確認や避難誘導などの支援体制の整備を進めます。なお、福祉避難所については、民間福祉施設などの管理者に同意を求め、協定により準備することが有効であるものと考えます。

推進施策

- ・ 避難行動要支援者の把握と情報の共有
- ・ 避難支援プランの策定と管理
- ・ 区長会等の防災自治組織のバックアップ
- ・ 福祉関係団体及び社会福祉施設管理者との連携
- ・ 民間福祉避難所の指定

(2)見守り活動の推進

現状と課題

特に若年層に見られる、地域とのつながりの希薄化による家庭の密室化や、一人暮らし高齢者の地域からの孤立、児童や高齢者等に対する虐待等の問題が深刻化しています。また、認知症高齢者の増加や犯罪被害の増加も懸念されます。

市民が地域で安心して暮らしていくには、平時からの交流や声かけ、見守りなどが地域内で機能していることが重要です。

今後の方向性

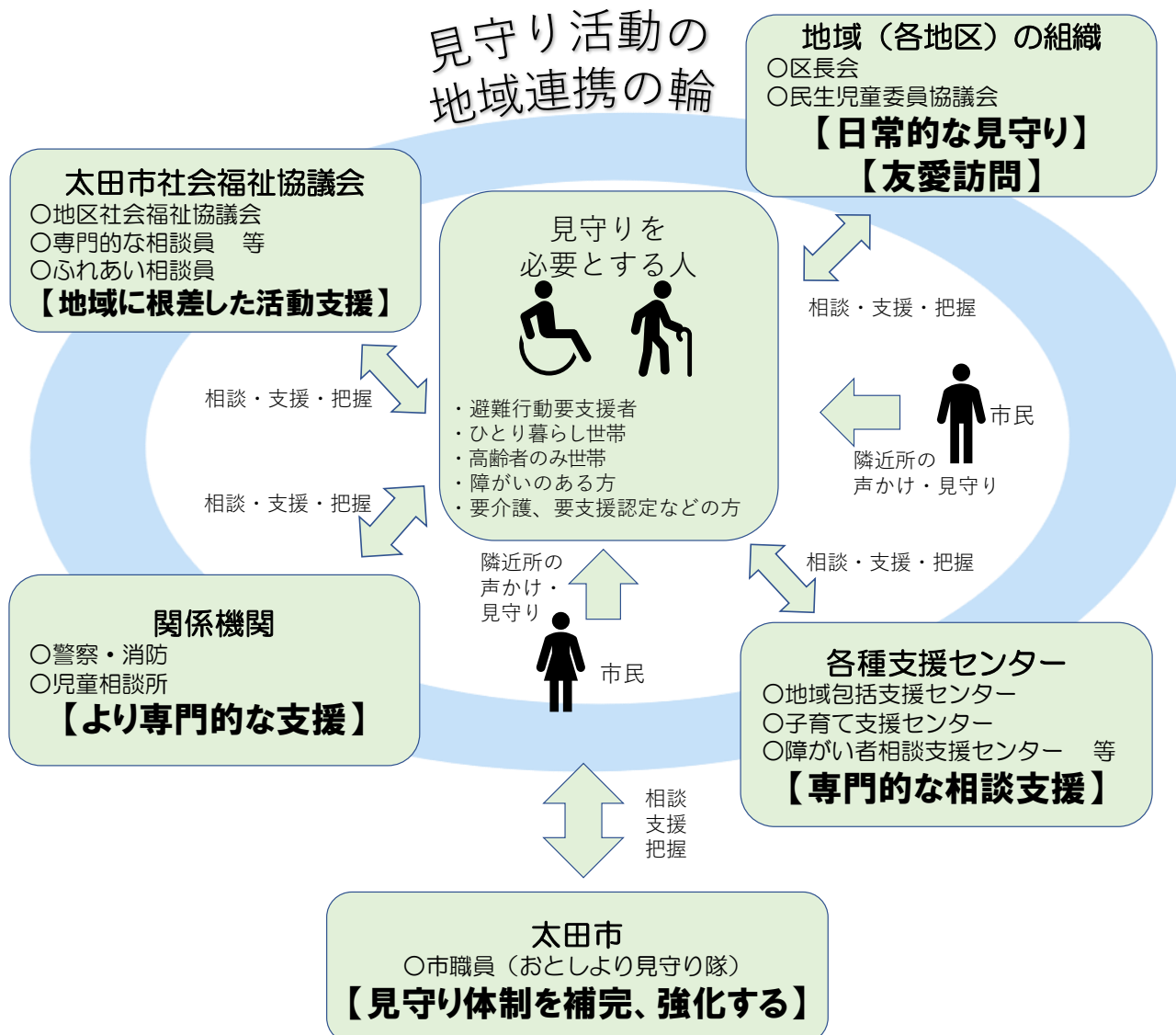
市では、民生委員・児童委員が中心となっていなう「友愛訪問」活動、また、太田市社会福祉協議会が事業実施している「ふれあい相談員」を地区ごとに配置することにより、見守り活動を補完し強化しています。さらに、市職員からなる「おとしより見守り隊」を継続することで、行政と地域が直結することを目指し、連携を強化しようとするものであります。ひとり暮らし高齢者の安否や健康、生活、こころの不安などにきめ細かに対応し、これまで以上に地域で安心して暮らせる街づくりを推進するものです。

3. 11の大震災を経験したことで、行政・警察・消防などすべてが連携した支え合う体制の確立を目指します。

推進施策

- ・ 民生委員・児童委員やボランティアによる見守り活動の強化
- ・ ふれあい相談員による見守り活動の強化
- ・ おとしより見守り隊の推進
- ・ 隣近所による見守り・声かけ運動の啓発強化

■太田市見守りネットワークの推進



(3)市民一人ひとりの人権の尊重

現状と課題

認知症高齢者や知的障がい者、精神障がい者など、判断能力が十分でない方が地域で安心して暮らしていくためには、各種権利が侵害されないよう保護されるシステムや、適切な福祉サービスを受けるための判断を支援するシステムなどが整備されている必要があります。特に今後は、ひとり暮らし高齢者の増加や、知的障がい者・精神障がい者の保護者の高齢化などが懸念されており、これらシステムの需要も増え続けることが予想されています。

さらに最近では、児童や高齢者、障がい者への虐待などが表面化し、すべての人の人権の侵害や阻害を許さない社会の構築が求められています。

今後の方向性

権利擁護事業の推進と、児童や高齢者、障がいのある人への虐待などの有効な防止策としての地域における見守り・通報体制の確立を進め、一人ひとりの人権が守られるよう関係機関等と連携した人権侵害の防止に努めます。

推進施策

- ・権利擁護事業の推進
- ・男女共同参画の推進
- ・虐待防止の啓発活動の強化
- ・虐待相談窓口の充実
- ・DV 防止のための関係機関との連携強化



各論Ⅱ 地域福祉活動計画

第5章 地域福祉活動計画の施策の展開

基本目標1 総合的な相談・解決体制をつくろう

核家族化や個人の価値観の変化・多様化等により、市民の地域での関わり合いが少なくなる一方、市民の抱える生活上の課題は複雑化・多様化しています。そのため、課題解決のために誰に頼るべきか、どこに相談するべきかといったことが分からず、問題が深刻化してしまうことも少なくありません。

太田市社会福祉協議会では、市民にとって気軽に訪れられる・相談できる窓口を広げ、一人ひとりの困りごとの解決に向けた相談体制の充実を図ります。

(1)総合的な相談体制の確立

○現状と課題

今後の相談体制に求められることとして、多様で複雑な問題を抱えた市民が適切な専門相談窓口案内されるための仕組みがあることや、専門性を広げより多様な問題に対応できること、問題解決の手法として個々の問題への支援だけでなく専門窓口等が連携し課題解決までの包括支援ができることなどが考えられます。

近年、相談件数は増加しており、気軽に相談できる仕組みづくりに努めた結果から、困りごとなどを抱える多くの市民の利用が促進されています。しかしながら、地域コミュニティの希薄化が進んでいることから、問題を抱えていても周囲から気づかれない、本人はどこにも相談できず悩んでいるなど、支援の手が必要であるにも関わらず相談件数として現れていない市民もいることにも留意しなければなりません。

○取組の方向

- ・相談窓口の情報提供を積極的に行い、どの専門窓口を利用して良いか分からない市民にも安心して相談してもらえる窓口を目指します。
- ・多様で複雑な問題を抱えた市民に、適切な相談窓口へと案内できるよう、相談専門員の充実や職員の資質向上を図り、「総合相談窓口」としての機能を高めます。
- ・専門機関や関係機関など複数の担当部署との連携を強化し、相談内容に応じた適切な窓口へとつなぐことや、継続的・包括的に解決できる機能を強化します。
- ・区長や民生委員・児童委員等と協働し、身近な地域での相談活動を充実します。

○活動目標

課題解決の「総合案内」を目指します。

○推進項目

- 1) 専門機関、福祉関係機関との連携強化
- 2) 相談員や職員の資質向上と情報共有化の推進

○市民へのお願い

どこに聞いたらいいか迷ったら、まずは相談してください。

○実績値

■生活困窮者自立相談 相談件数（件）【新規】

	平成 27年度	平成 28年度
新規相談受付	282	297
継続相談対応	403	921

■一般相談 相談件数

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
開催日数（日）	198	160	57	57	58
相談所利用人数（延人）	53	25	12	15	18
無料法律相談利用人数（延人）	57	53	64	61	50



(2)迅速かつ適切な課題解決方法の提供

○現状と課題

地域の福祉サービスがより良いものへと変化していくためには、サービス提供者の自助努力だけでなく、利用者からの苦情を通じてサービスの質を向上させることも大切です。そのためには、利用者にとって苦情の申し出をしやすい環境を整えることと、苦情の申し出を通じてサービスがより向上する、という期待を利用者が感じられるような体制作りが必要です。

○取組の方向

- ・ 地域住民の信頼をより高め、関係機関との連携を図り、苦情に対する共通認識をもって、苦情解決責任者と受付担当者だけの問題でなく、苦情を解決するための体制を充実させます。
- ・ 苦情解決体制の整備の推進と苦情の円滑な解決を目的に、第三者委員を設置し、客観的な視点と表面化しにくい利用者の声を取り入れ、適切なサービスが提供できるよう努めます。
- ・ 苦情解決体制のみでは問題解決が図れない、もしくは困難な場合、群馬県社会福祉協議会の設置する福祉サービス運営適正化委員会との連携を図り、適切な対応を行います。

○活動目標

気軽に苦情を受け付けできる体制をつくり、福祉サービスの向上を図ります。また、第三者委員を通じ、より利用者に寄り添った解決方法を目指します。

○推進項目

- 1) 関係機関との連携強化
- 2) 苦情解決体制の充実

○市民へのお願い

福祉サービス向上のため、問題点に気付いたらご意見をお聞かせください。

基本目標2 課題解決のための仕組みを充実させよう

太田市社会福祉協議会では、複雑化・多様化した市民の個々のニーズに応じた生活支援の強化・充実を目指すとともに、地域の福祉課題の解決を図るために、具体的な事業の展開を図っています。今後も、市民が必要なときに安心して利用でき、その人の状況に応じた福祉サービスの充実を図り、すべての市民の自立を支援する取り組みや体制を強化します。

また、地域の福祉の担い手と関係機関・団体、行政等との連携を強化することで、新たな福祉サービスの創出を検討するなど、誰もが安心してサービスが利用できる体制づくりに取り組みます。更に、認知症や知的障がい・精神障がい等により判断能力が十分でない方にも、権利擁護のサービスを通じその地域で安心して暮らしてゆくための支援をします。（権利擁護は「第6章 成年後見制度の施策の展開」に掲載）

（1）包括的な課題解決の推進

○現状と課題

市民の生活課題が多様化している現在、必要とされる福祉サービスもまた多様化しています。市民が地域において生きがいをもって豊かな生活を送り続けるためには、これら生活課題を解決する福祉サービスの利用を積極的にしていかなければなりません。

また、生活課題が複雑化している現在、生活課題をひとつずつ見ていくのではなく、課題を抱えた人が自立するまでに必要な福祉サービスとは何か、といった包括的な支援も考えて行く必要があります。また、格差社会の広がりにより増加している生活困窮者や、就労までに課題の多い障がい者への支援は留意する必要があります。

太田市社会福祉協議会では、さまざまな課題に対応すべく福祉サービスを充実させていますが、それだけではなく、行政をはじめ社会福祉法人・NPO法人・民間企業や医療法人等福祉サービスを提供する多くの主体と連携及び協働し、サービス提供体制の充実を図る必要があります。

○取組の方向

- ・地区社会福祉協議会や太田市民生児童委員協議会に対して、市民とのパイプ役としての協力を求め、地域での生活を支援します。
- ・太田市社会福祉協議会で実施している「福祉サービス事業」を充実します。

- ・実施機関や関係機関・団体、行政との連携を強化し、地域に必要な「共助」による福祉サービスの創出を検討します。
- ・包括的な課題解決を通じて、支援の必要な人の自立を図ります。

○活動目標

有効な福祉サービスを組合せ、地域で自立した生活を送れるよう支援します。

○推進項目

- 1) 日常生活支援の充実
- 2) 福祉サービスの情報提供の充実
- 3) 太田市民生児童委員協議会等、関係機関・団体との協働の強化
- 4) 自立までの包括的な支援体制の充実

○市民へのお願い

地域で日常生活に支援が必要と思われる人がいたら、相談につなげてください。

○実績値

■日常生活自立支援事業相談件数（件）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
認知症高齢者	426	660	633	575	563
知的障がい者	154	246	177	121	244
精神障がい者	683	816	979	750	935
その他	13	15	5	10	4
合計	1,276	1,737	1,794	1,456	1,746

■在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業利用人数（人）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
利用者数	181	181	145	131	114

■ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
利用者数（人）	1,162	1,042	790	895	1,368
配食数（食）	10,865	10,106	9,063	9,710	17,351

(2)関係機関・団体との連携した、福祉サービスの相乗効果の実現

○現状と課題

太田市社会福祉協議会では、地域の様々な機関と連携し、市民の福祉ニーズにきめ細やかに対応するため、具体的かつ的確な福祉サービスの充実に努めてきました。

今後も、増大・多様化が予想される福祉ニーズにきめ細やかに対応するため、また、福祉サービスの組み合わせによる相乗効果の向上を目指し、多様な機関・団体と連携・協働し、より効果的な活動を推進します。

○取組の方向

- ・市民に身近な存在である太田市区長会、太田市民生児童委員協議会、ボランティア団体との連携と協働を基本とした事業を推進します。
- ・多様な機関・団体との交流を図るための場づくりを推進します。

○活動目標

ネットワークを強化し、課題解決に必要な情報の共有に努めます。

○推進項目

- 1) 関係機関・団体との連携と協働の強化
- 2) 地区社会福祉協議会との連携強化
- 3) 地域における機関・団体の交流促進

○市民へのお願い

地域のネットワークに積極的に参加してください。

(3)権利擁護支援体制の充実(第6章 成年後見制度の施策の展開 に掲載)

基本目標3 福祉を身近に感じよう

市民意識調査では、福祉サービスに関する情報の入手先として、「社会福祉協議会」「自立相談支援センター」等と回答した市民は、非常に少ないという結果がありました。

また、福祉情報が伝わり実際のアクションにつながるには、①市民の興味を引き出す仕組みがあり、②市民の興味がより深められる仕組みがあり、③興味が実際のアクションにつながりやすい仕組みがあることが必要です。

太田市社会福祉協議会では、ボランティア体験等を通じた市民の興味を引き出す工夫や、多様な情報提供の方法を通じ、それぞれの市民が欲しい福祉情報を、簡単に得られる仕組みを用意することで、実際の福祉サービスの提供や市民の福祉活動の参加へとつながりやすい環境を整備します。

(1)体験型福祉教育の充実

○現状と課題

今後の地域福祉には、一人ひとりが担い手かつ受け手であるという意識を持つこと、老若男女全ての市民が参加することが求められています。特に、福祉の概念の定着は子どもの頃から育てることが重要です。

そのため、大人に対する福祉意識向上を目的とした教育だけでなく、子どもに対する福祉教育の充実や福祉活動の体験の機会の提供等が必要です。また、それらの活動が円滑に行われるよう、教育者の養成や指導力の向上などの支援も同時に必要とされています。

○取組の方向

- ・市民が福祉について学んだり、話し合ったりする機会を充実します。
- ・福祉の概念の定着は子どもの頃から育てることが重要であるため、子どもを対象とした福祉教育を充実します。
- ・市民による福祉教育の活動を支援します。

○活動目標

体験型の福祉教育を充実し、市民の参加意識を高めます。

○推進項目

- 1) イベント等の福祉啓発活動の充実

2) 福祉教育の充実

○市民へのお願い

太田市社会福祉協議会が企画するイベントや講座などに参加して、支援が必要な方への理解を深めましょう。

○実績値

■福祉教育事業参加者数（人）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
福祉教育セミナー	37	25	29	27	19
小中学生ボランティアスクール	21	28	28	33	20

■ボランティア養成講座事業参加者数（人）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
手話奉仕員養成講座（入門編）	33	40	28	26	29
手話奉仕員養成講座（基礎編）	8	17	17	10	17
手話奉仕員養成（フォローアップ）講座	20	16	19	20	25
手話奉仕員養成（スキルアップ）講座	6	8	10	10	14
点訳奉仕員養成講座（初級編）	12	-	5	-	12
点訳奉仕員養成講座（中級編）	10	-	6	-	10
ユースアクション・ボランティア	1	1	7	-	-
朗読奉仕者養成講座	-	-	-	21	-
福祉体験サポーター養成講座	7	3	6	13	3
精神保健福祉ボランティア養成講座	16	14	24	19	25
お裁縫ボランティア講習会	19	12	10	20	10
ボランティア入門講座（※）	251	368	247	49	300

■ボランティア入門講座 内訳（人）

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
初心者要約筆記講座	16	5	6	11	10
バルーンアートボランティア養成講座	15	26	-	20	15
初心者手品（マジック）講座	25	7	-	-	-
折り紙で金魚ねぶたを作ろう！講座	-	39	-	-	-
足つぼマッサージ講座	-	18	-	-	-
紅葉葉楓で小物を作ろう講座	-	20	11	-	-
エコソーイング講座	-	-	17	-	-
心で歌うゴスペル講座	-	-	31	-	-
ボランティア養成講座・ラフターヨガ	-	-	-	18	-
レクリエーションボランティア講座	-	-	-	-	25
ボランティア講演会	195	253	182	-	250

※平成26年度よりボランティア入門講座は太田市から太田市社会福祉協議会へ移管

(2)情報提供の充実

○現状と課題

福祉サービスへの需要増大や、多様化・複雑化している課題への対応方法として、地域の住民の助け合いである「互助」の精神を高めることや、住民主体の組織的な課題解決である「共助」を活発にしてくことが期待されています。そのため、継続的な情報提供を通じて啓発活動を推進していくことで、地域で活躍する市民を増やしていく必要があります。

また、世代や生活環境・文化等の違いにより、受け手にとって受け取りやすい情報提供手段は異なります。さまざまな市民に対し、広く情報を伝えるには、色々な情報提供手段を常に検討しなくてはなりません。

更に、高齢者や障がいのある人にとっては、福祉サービスの情報は特に必要とされるため、情報提供手段の拡充には特に留意する必要がある、地域との関わりを介した情報提供なども考慮する必要があります。

○取組の方向

- ・ 正確で信頼できる情報提供の充実を図ります。
- ・ 地域住民の生きた情報提供力を育てるための取り組みを推進します。
- ・ 市民が必要としている情報を把握し、発信します。
- ・ 障がいのある人等に配慮した情報提供を充実します。
- ・ 子どもからお年寄りまですべての市民を対象とした啓発活動を、身近な地域で展開します。

○活動目標

市民にわかりやすい情報提供ツールを増やします。

○推進項目

- 1) 社協だより、ホームページ、SNS 等の充実
- 2) 情報収集のための組織体制の整備

○市民へのお願い

福祉サービスに関する情報を地域で共有し、有効活用しましょう。

基本目標4 地域福祉マンパワーの増強をはかろう

複雑化・多様化した市民の生活上の課題を解決するためには、多くの福祉活動主体が協働し、個々に対し横断的な福祉サービスが提供されることが必要です。また、課題を抱えた市民を適切な福祉サービスへと導くためには、地域に根ざした福祉の担い手やゲートキーパーの存在が不可欠です。

このため、現在の福祉活動組織・団体に加え、その活動規模の拡大とともに、地域に根ざした新たな福祉人材の発掘・育成が求められています。

太田市社会福祉協議会では、地域特有のニーズを捉え、地域の多様な人材や社会資源を活用した創意工夫のある施策を推進し、地域の福祉力を育てるための取り組みを推進します。

(1)地域力の発掘、育成

○現状と課題

「我が事・丸ごと」の「地域共生社会」を実現するためには、支援を必要とする人の身近に担い手が存在する社会を作ることが必要です。特に生活課題が多様化・複雑化している現在、支援を必要としている人に寄り添いながら課題を把握でき、かつさまざまな主体の提供する福祉サービスへとつなぐことのできる人材が求められています。

○取組の方向

- ・地域に潜在する幅広い福祉人材を発掘します。
- ・地域の高齢者等がこれまでに培った、知識や経験等を積極的に生かし、担い手を育成します。
- ・地域福祉活動の実践者や社会福祉施設従事者、専門的な知識や技術を有する人材を発掘し、地域福祉推進のリーダーとして支援します。
- ・継続的な地域福祉環境を構築するために、関係機関・団体、行政等と協働し、子ども、働き盛り世代を中心とした福祉啓発を充実します。

○活動目標

市民一人ひとりの知識や経験等を活かした福祉人材の発掘・育成を推進します。

○推進項目

- 1) 知識や経験豊富な人の発掘と福祉活動への参加を促進

2) 地域市民・地区社会福祉協議会との連携と協働の強化

○市民へのお願い

自分にできることを、できる範囲で、地域のために活動してください。

基本目標5 みんなで福祉のまちづくりを推進しよう

それぞれの事情を抱えたすべての地域住民が、住み慣れたその地域で安心して暮らしてゆくために大切なことは、住民同士が日頃からふれあい、お互いを理解し合うことを基盤とし、互いに支え合い・助け合う関係のある地域である必要があります。

また、こうした地域生活の中から生まれる一人ひとりの「福祉力」を生かし、地域の絆づくりやボランティア活動などの地域福祉活動に発展させることも必要です。

太田市社会福祉協議会では、すべての市民が身近な地域で気軽に交流が行える場を充実させるとともに、市民一人ひとりの福祉力の向上を目指し、自主的な福祉活動を促すためにボランティアセンターの機能等、活動拠点の強化を図ります。

(1)地域主体の交流推進

○現状と課題

地域の互助や共助による福祉サービスの活性化は、その地域に住む市民一人ひとりが地域活動などを通じて周囲と関わりをもち、地域社会の一員であることを自覚することからはじまります。よって、参加しやすい地域活動、地域の人との共通のテーマの活動や、地域の人との協働活動の推進等が求められます。

○取組の方向

- ・子育てサロンやふれあい・いきいきサロン等の交流事業を充実します。
- ・ふれあいの場や機会を充実し、ひとり暮らし高齢者や障がいのある人、子育て家庭等の孤立防止を図ります。
- ・誰もが気軽に参加しやすい交流活動を推進します。

○活動目標

より地域に密着した居場所づくりを推進します。

○推進項目

- 1) 各種サロン活動の推進

2) ふれあいの場の充実

○市民へのお願い

地域の力で、自分たちの居場所づくりをしましょう。

○実績値

■ふれあい・いきいきサロン

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
設置数（カ所）	182	180	185	185	192
開催回数（回）	622	617	626	627	653

■子育てサロン

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
設置数（カ所）	12	12	12	12	12
開催回数（回）	112	112	103	112	117

■障がい者サロン

	平成 24年度	平成 25年度	平成 26年度	平成 27年度	平成 28年度
設置数（カ所）	2	3	4	4	4
開催回数（回）	20	30	40	40	40



(2)地域での見守り体制の確立

○現状と課題

地域には、安心して暮らすために支援が必要な人がいます。特に災害時に安全に避難することが難しい人、子育てをしている家庭、持病がある人、ひとり暮らしの高齢者等に対しては、地域の見守りや支え合いを通じた福祉サービスが必要です。また近年では、認知症高齢者の増加、高齢者の所在不明問題や孤立死、虐待や DV などの新たな社会問題も深刻化しており、地域社会全体での見守り活動が必要になっています。

○取組の方向

- ・一人ひとりの市民、太田市区長会、太田市民生児童委員協議会、関係機関・団体、行政等、地域全体の協働による見守り体制の整備、支え合いづくりを推進します。

○活動目標

隣近所で見守り合う体制づくりを推進します。

○推進項目

- 1) 地域の支え合い活動の推進
- 2) 地域の見守り活動の推進
- 3) 要援護者支援マップづくりの推進
- 4) 安心カードの設置

○市民へのお願い

自分の周りに支援の必要な人がいるか注意してみましょう。

●住民支え合いネットワーク事業

住民支え合いネットワーク事業とは、要援護者や高齢者、障がい者などの日常的な支援が必要な人に対して、地域で見守り、支えるための体制を構築する事業です。

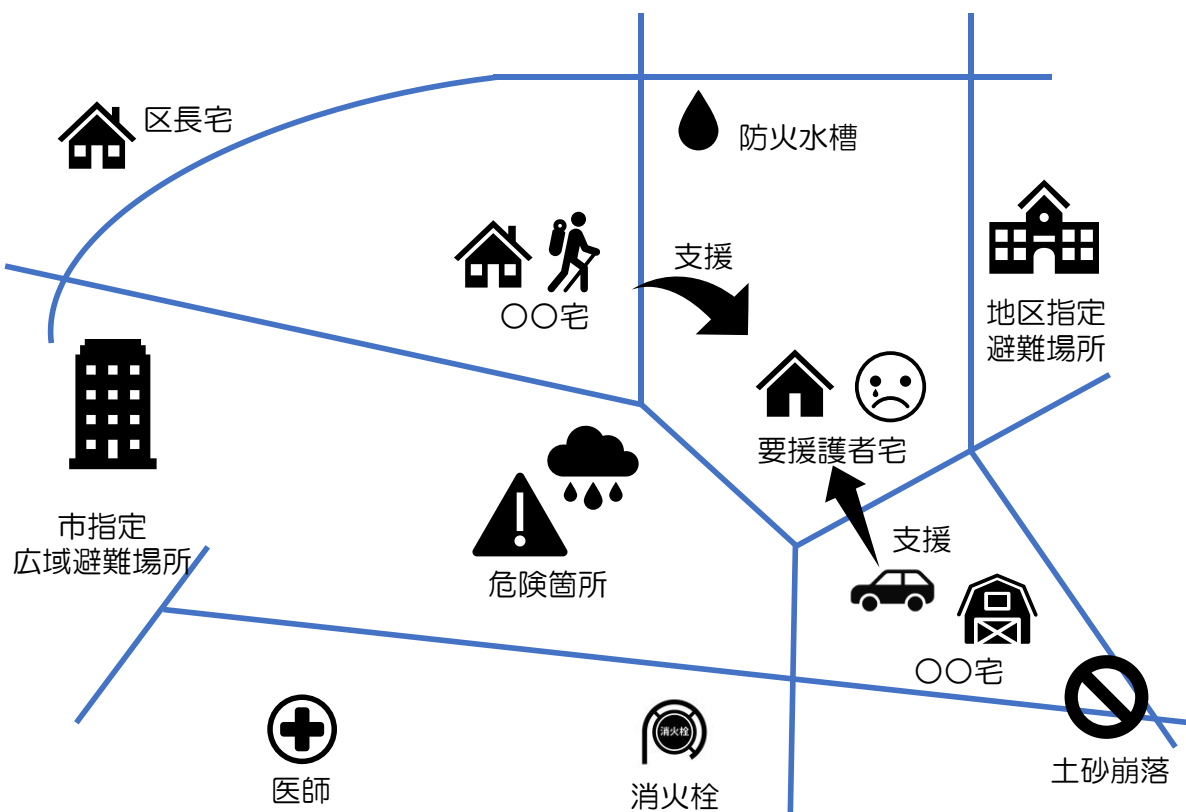
①要援護者等支援マップづくり

要援護者等支援マップは、区長や民生委員・児童委員、地域の代表者が中心となって、地域の現状と課題を把握し、要援護者や支援者、地域資源、避難所などを地図上に書き、日常の見守りや災害時の安否確認及び避難支援の体制確保に活用するものです。市内全域での作成が完了していますので、今後は情報を更新し常に最新状態を維持します。

②安心カードの配布

安心カードは、要援護者等が、救急時や災害時において、救急隊や警察から迅速な対応が受けられるよう、必要な個人情報を記入したカードを設置するものです。

■要援護者等支援マップ（イメージ図）



(3) ボランティアセンターの充実強化

○現状と課題

市民の地域社会の一員としての意識が、具体的な行動として結実するためには、受け皿となるボランティア団体等の組織が必要です。また、より広く市民に参加してもらおうべく、ボランティア参加のための敷居を低くすること等も必要です。

現在、地域の福祉ニーズが多様化しており、特に身近な地域で提供される必要のある、日常の支援に対するニーズが高まっています。

○取組の方向

- ・ ボランティア相談機能の充実を図り、ボランティアセンターの機能を強化します。
- ・ 誰もが気軽にボランティア活動に参加できる環境を整備します。
- ・ 福祉ニーズに合ったボランティア養成講座を充実します。
- ・ 専門性を高めたボランティア活動を充実します。

○活動目標

ボランティアを開拓・育成し、コーディネート機能を強化します。

○推進項目

- 1) ボランティアセンター機能の強化
- 2) ボランティア活動の支援の強化
- 3) ボランティア講座・研修の充実

○市民へのお願い

自分のために、地域のために、あなたの力をボランティア活動に生かしてください。



基本目標6 健全な法人運営

今後も増大し、複雑化・多様化していく生活課題を解決するためには、中核的な役割を果たす太田市社会福祉協議会の組織運営の強化や、各部門における充実した事業展開に加え、様々な主体との連携した新しい福祉サービスの提供や相乗効果の促進を図ることが必要です。

このため、太田市社会福祉協議会の活動への市民の理解や、地域福祉活動への参加を一層促進するとともに、自主財源の確保や職員等の人材育成等の基盤を整備し、地域や関係機関・団体、行政等との連携を強化した幅の広い地域福祉活動を展開します。

(1)社会福祉事業の健全な経営確保

○現状と課題

市民主体の地域福祉活動も、民間主体の福祉サービスも、行政による福祉サービスも、単体では利用者にとって真に効果的なものとなることは困難です。更に、より質の高い福祉サービスの提供もまた、各主体の自助努力だけでは困難です。

太田市社会福祉協議会は、地域に存在する福祉資源をうまく活用し、質を高め、地域福祉活動や福祉サービスを育成し、地域全体の福祉サービスを向上させることも責務と考えます。そのためには、各主体や利用者にとって信頼されるに足る公共性があり、福祉サービス等の質を高める支援や育成が将来に渡って継続して提供される体制を整えなければなりません。

○活動目標

地域福祉推進の中核としての役割を積極的に担います。

○推進項目

- 1) 財源の確保と施設経営の安定化
- 2) 地域福祉活動計画の推進と強化

○市民へのお願い

だれもが住み慣れた地域で安心して暮らせるまちづくりにご協力をお願いします。



年次活動計画

基本目標1 総合的な相談・解決体制をつくろう

(1) 総合的な相談体制の確立

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
生活困窮者自立支援事業 【平成27年より新規】	生活に困窮している人の相談を受け付け、地域にある様々な社会資源と連携し包括的な支援を行うことによって、当事者などが抱える課題を軽減し、自立の促進を図る。	継続・実施				
ことわらない相談体制づくり	福祉に関する相談はなんでも受けるシステムづくりを行う。	継続・実施				
無料法律相談	日常の市民生活のなかで起こるあらゆる法律問題について、専門的な立場から相談に応じるため、弁護士による無料相談を実施する。	継続・実施				
心配ごと相談	市民の日常生活上のあらゆる悩みの相談に応じ、問題が解決されるよう適切な助言や援助を行う。	継続・実施				
専門相談	介護・健康・子育て・教育について専門の相談を行う。	継続・実施				

(2) 迅速かつ適切な課題解決方法の提供

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
関係機関との連携	福祉サービス運営適正化委員会や関係機関・団体と連携を図り、苦情を適切に解決する。	継続・実施				
苦情解決体制の充実	苦情への対応が単なる苦情解決ではなく、システムに即して、太田市社会福祉協議会全体で苦情解決を行い、全職員が共通の認識を持って解決するための体制を充実させる。	継続・実施				

基本目標2 課題解決のための仕組みを充実させよう

(1) 包括的な課題解決の推進

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的金銭管理、書類預かり等を行う。	継続・実施				
介護用紙おむつ給付事業	紙おむつを必要とする在宅寝たきり高齢者、認知症高齢者に対し、おむつを給付する。	継続・実施				
ひとり暮らし高齢者等配食サービス事業	調理が十分にできないひとり暮らし高齢者等に対し、バランスのとれた食事を定期的に訪問配食することにより、配食時の安否確認、健康状態の異常等の早期発見並びに孤立感の解消を図る。	継続・実施				
高齢者地域福祉自立支援事業	家に閉じこもりがちなひとり暮らし高齢者等に対し、各種サービスを提供し、社会的孤立感を解消し、健康で自立した生活が送れるよう支援する。	継続・実施				
在宅ねたきり老人等出張理容サービス事業	在宅介護度3以上の高齢者に対し、理・美容師が訪問し、散髪サービスを受けることにより、快適な生活の維持向上を図る。	継続・実施				
小口生活資金貸付事業	市内に6ヶ月以上在住し、生活費、医療費等一時的に生活が困難な低所得世帯に対して資金の貸付を行う。	継続・実施				
生活福祉資金貸付事業	生活に不安を抱えた低所得、障がい者及び高齢者世帯に資金の貸付と必要な相談支援を行うことにより、経済的自立や生活意欲の向上を図る。	継続・実施				
緊急援護事業	やむを得ない事情により、食料に困っている人に対して最低限の食料援護を行う。	継続・実施				
車いす貸出事業	在宅で車いすを使用したい高齢者・障がい者等に短期で貸し出す。	継続・実施				
福祉自動車貸出事業	介護を必要とする高齢者・障がい者等へ車いすのまま乗れるリフト付自動車を貸し出す。	継続・実施				
コミュニケーション支援事業	聴覚障がい者その他の者との社会生活上の意思疎通を円滑にするため、手話通訳者・要約筆記者を派遣し、意思伝達の手段を確保する。	継続・実施				
傾聴ボランティア派遣事業	傾聴ボランティアを自宅等に派遣し、高齢者等の心身の健康維持や孤独感の解消を図る。	継続・実施				
障害福祉サービス事業 (就労継続支援A型事業所スワン太田の運営)	通常の事業所に雇用されることが困難であり、雇用契約に基づく就労が可能である者に対して、就労及び生産活動の機会の提供、その他就労に必要な知識及び能力向上のために必要な訓練等の支援を行う。	継続・実施				

(2)関係機関・団体との連携した、福祉サービスの相乗効果の実現

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
関係団体との連携	地域福祉推進のため、区長会、民生児童委員協議会、地域のボランティア団体、NPO法人、遺族会、社会福祉施設連絡協議会等と情報を共有し、効率的に支援ができるように連携を図る。	継続・実施				
地区社会福祉協議会との連携	地域住民による自主的な福祉活動を推進している地区社会福祉協議会との連携を図る。	継続・実施				

(3)権利擁護支援体制の充実(第6章 成年後見制度の施策の展開 に掲載)**基本目標3 福祉を身近に感じよう****(1)体験型福祉教育の充実**

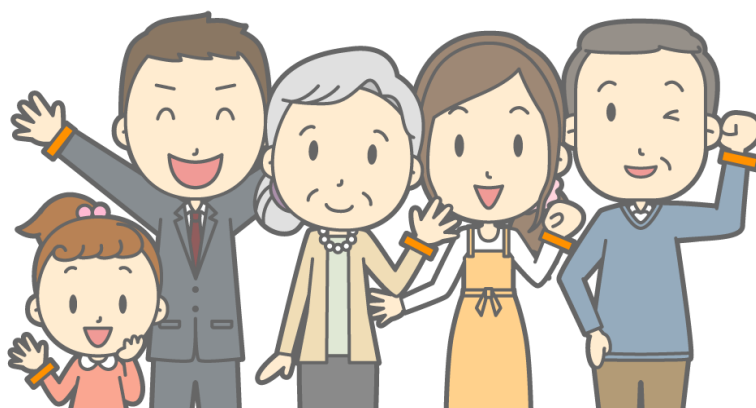
事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
小中学生ボランティアスクール	小学校4年生から中学校3年生までを対象に、社会福祉に対する認識を深めるための各種講座や体験学習を実施する。	継続・実施				
福祉教育サポートシステム	総合学習等の時間に福祉教育を取り入れていただくために学校にボランティア団体などを派遣する。	継続・実施				
福祉体験サポーター養成講座	福祉体験学習を行う際の見守りや指導補助をするボランティアを養成する。	継続・実施				
福祉啓発イベントの充実	社会福祉大会、福祉教育、体験学習等の実施により、地域の福祉意識の向上を図るとともに福祉啓発を行う。	継続・実施				
ボランティア講座、福祉教育での啓発	ボランティアセンター事業等で実施する各種養成講座や福祉教育を通じ、地域の福祉意識の向上を図るとともに福祉啓発を行う。	継続・実施				

(2)情報提供の充実

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
社協だよりの発行	広報おおたへ年7回掲載。太田市社会福祉協議会事業等の情報掲載。	継続・実施				
ホームページの公開	太田市社会福祉協議会事業紹介や最新情報を随時掲載。	継続・実施				
ボランティアに関する情報提供	「みんぼら」発行し、ボランティアに関する情報等を周知する。	継続・実施				
社協ガイドブックの作成	太田市社会福祉協議会で実施している事業についての、内容や実施方法などを記載したガイドブックの作成を行う。	継続・実施				

基本目標4 地域福祉マンパワーの増強をはかろう**(1)地域力の発掘、育成**

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
地域福祉づくりの担い手の発掘・育成	専門知識や経験を有する団塊の世代を発掘し、活躍できるよう支援する。地域に潜在する幅広い福祉人材を育成し、必要とされている担い手を育てる。	継続・実施				
福祉教育セミナー	市内の小中高に勤務する教員に対して、子どもに何を伝え、何を感じてもらうべきかを、教える立場の教員に感じてもらうために、各種講義や体験学習を実施する。	継続・実施				



基本目標5 みんなで福祉のまちづくりを推進しよう

(1) 地域主体の交流推進

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
ふれあい・いきいき サロン事業	地域を拠点に、お年寄りと協働で企画し、 内容を決め、共に運営していく楽しい仲間 づくり活動を推進する。	継続・実施				
子育てサロン事業	地域を拠点に、子育て中の親子などと地域 住民も一緒に、子育ての楽しみを感じ、 悩みを解消し、子育て仲間づくりを行 う場として推進する。	継続・実施				
障がい者サロン事業	地域を拠点に、障がい者やその家族と協働 で企画をし、内容を決め、共に運営して いく楽しい仲間づくり活動を推進する。	継続・実施				
サロン事例発表会	内容の充実など、各種サロンの活性化を 目的に、サロン活動の先進事例を発表する場 を設ける。東毛ブロックで順番に発表。				実施	
福祉ふれあいスポーツ 大会（ふれあい部門）	障がいのある人やお年寄り、子どもたちが 自由に参加し、交流を深められるよう、市 との共催により実施する。	継続・実施				
社会福祉大会事業	社会福祉の功労者、善行者を顕彰すると ともに、社会福祉活動の推進を図る。	継続・実施				
太田市福祉会館管理運営 事業	ボランティアや福祉団体の活動の拠点と し、地域福祉増進を図ることを目的に「太 田市福祉会館」を管理運営する	継続・実施				
新田福祉総合センター 管理運営事業	だれでも気軽に集い、語らい、ふれあいと 健康づくりが楽しめる天然温泉を利用した 風呂棟と、福祉施策の拠点となる福祉棟か らなる複合施設「新田福祉総合センター」 を管理運営する。	継続・実施				
尾島健康福祉増進 センター管理運営事業	子どもからお年寄り、障がいのある人まで が気軽に利用できる、各種の温泉風呂や福 祉浴、歩行浴プール、会議や懇親会等がで きる部屋など多くの施設を備えた「尾島温 泉利根の湯」を運営する。	継続・実施				

(2)地域での見守り体制の確立

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
要援護者等支援マップ づくり	要援護者に対する日常の見守りや災害時の 安否確認及び避難支援など、公的対応が十 分に行き届かない支援を地域住民が主体的 に行えるよう要援護者等支援マップづくり を行う。	継続・実施				
安心カード設置	かかりつけ医や今かかっている病気、常用 している薬などの情報を専用の容器に入れ、 自宅冷蔵庫に保管し万一の救急時に備 える。	継続・実施				
友愛訪問事業	社会生活を営むことが困難なひとり暮らし 高齢者を定期的に訪問し、安否確認・激 励・相談相手など福祉活動を展開する。	継続・実施				



(3) ボランティアセンターの充実強化

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
ボランティアセンター運営	ボランティアに関する相談、登録・紹介、啓発、情報提供及びボランティア団体への支援、ボランティア活動保険の受付業務を行う。	継続・実施				
手話奉仕員養成講座 (入門・基礎・スキルアップ・フォローアップ)	高校生以上を対象に、手話についての基礎知識及び技術を教授する。	継続・実施				
朗読奉仕者養成講座	朗読技術の指導を行い、その後も奉仕者として活動してくれる人材を養成する。 (2年に1度の実施とする)		実施		実施	
精神保健福祉ボランティア養成講座	精神障がい者への理解を深め、接し方などを学習する。	継続・実施				
お裁縫ボランティア講習会	お裁縫技術を生かし、ボランティア活動に役立てることを目的に講習会を実施する。	継続・実施				
点訳奉仕者養成講座 (初級・中級)	点訳技術を指導するとともに、継続して奉仕者として活動してくれる人材を養成する。 (2年に1度の実施とする。)	実施		実施		実施
傾聴ボランティア養成講座	傾聴ボランティア派遣事業を円滑に実施するために担い手を養成する。	継続・実施				
災害ボランティアセンター設置訓練 【平成27年より新規】	大規模災害発生時にボランティア活動の拠点となる災害ボランティアセンターの円滑な設置及び効果的な初動づくりのための訓練を実施する。	継続・実施				
初心者要約筆記講座 【平成26年より新規】	中途失聴者や難聴者を支援する要約筆記の基礎知識及び技術を習得するための講座を開催する。	継続・実施				
各種ボランティア養成講座 【平成26年より新規】	施設や地域でボランティア活動を実践する人材育成のためニーズに応じた養成講座を随時開催する。	継続・実施				
ボランティア講演会 【平成26年より新規】	ボランティア活動実践者や興味のある市民に向け、ボランティアへの認識やその重要性を知ってもらい、ボランティアへの意識の高揚を図るため開催する。	継続・実施				
生活支援体制整備事業 【平成28年より新規】	日常生活上の支援が必要な高齢者が、住み慣れた地域で生きがいを持って在宅生活を継続していくために必要となる多様な主体による多様な生活支援・介護予防サービスの提供体制を構築するため、支援ニーズとサービスのコーディネート機能を担い、サービスを提供する事業主体と連携して支援体制の充実・強化を図ることを目的に実施する。	継続・拡大・実施				

基本目標6 健全な法人運営

(1)社会福祉事業の健全な経営確保

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
共同募金事業	市民の自主的なたすけあい精神を基調とした社会連帯、相互扶助精神に基づいた地域住民の自主活動として、毎年10月から12月にかけて「赤い羽根共同募金運動」を実施する。	継続・実施				
歳末たすけあい募金事業	共同募金運動の一環として、地域住民や各関係機関・団体の協力のもと、新たな年を迎える時期に、支援を必要とする人たちが地域で安心して暮らすことができるよう、住民の参加や理解を得て、様々な福祉活動を行う。	継続・実施				
会員会費	太田市社会福祉協議会活動を支える自主財源である会費（一般会費・賛助会費）について趣旨に賛同いただき会員の拡大を図る。	継続・実施				
善意銀行	善意による寄付の受け入れをし、社会福祉向上のため効果的に活用する。	継続・実施				
各種収益事業	賃貸事業などの各種収益事業で財源の確保を図る。	継続・実施				
高齢者無料職業紹介事業	地域の定年退職者等の生きがい対策として、その希望と能力に応じた職業を斡旋し、高齢者の知識と経験が社会の役に立つことによって、老後の生活の安定等を図る。	継続・実施				
福祉人材バンク事業	地域福祉の潜在マンパワーの登録を行い、社会福祉施設等の事業所に斡旋等を行う。	継続・実施				
福祉・介護人材マッチング機能強化事業	福祉・介護分野での質の高い人材を確保するため、個々の求職者にふさわしい職場を開拓するとともに、働きやすい職場づくりに向けた指導・助言を行い、円滑な就労・定着を支援する。	継続・実施				
屋内ゲートボール場（すばーく太田）の管理運営	高齢者の生きがいづくり、コミュニティ育成、生涯スポーツの振興を目的に、屋内ゲートボール場「すばーく太田」を管理運営する。	内容検討				
職員研修	職員研修の実施によってさらなる資質の向上を図る。	継続・実施				

各論Ⅲ 成年後見制度について

第6章 成年後見制度の施策の展開

1 権利擁護と成年後見制度

(1) 権利擁護を取り巻く現状

現在の福祉サービスは措置から受け手が主体的に選択する契約に制度移行されており、認知症や知的障がい、精神障がいなどの理由で、判断能力が十分でない方に対しての権利擁護の必要性が高まっています。また、核家族化と超高齢社会を迎えた現在、ひとり暮らし高齢者や認知症高齢者などの増加も進んでおり、成年後見制度を利用した権利が保障されるシステムの整備が求められています。また、そのための指針として、国も各種法整備を進めています。

(再掲) 成年後見制度に関わる法令

■ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第12条第1項(抜粋)

政府は、成年後見制度の利用の促進に関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るため、成年後見制度の利用の促進に関する基本的な計画(以下「成年後見制度利用促進基本計画」という。)を定めなければならない。

■ 成年後見制度の利用の促進に関する法律 第23条 (抜粋)

市町村は、成年後見制度利用促進基本計画を勘案して、当該市町村の区域における成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画を定めるよう努めるとともに、成年後見等実施機関の設立等に係る支援その他の必要な措置を講ずるよう努めるものとする。

■ 成年後見制度利用促進基本計画(平成29年3月24日閣議決定)

※政府が講ずる成年後見制度利用促進策の最も基本的な計画であり、市町村の成年後見制度の利用の促進に関する施策についての基本的な計画のガイドラインである。

(2)成年後見制度利用促進基本計画

成年後見制度利用促進基本計画は、以下のスケジュールで進行されます。それに伴い市町村には整合性のある各種施策の整備・推進が求められています。

		平成 29年度	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度
成年後見制度利用促進基本計画 のスケジュール		成年後見制度利用促進基本計画				
				見直し		
太田市地域福祉計画・ 地域福祉活動計画		第2次 計画	第3次計画（本計画）			
I	制度の周知	パンフレット、ポスター等による制度周知				
II	市町村計画の策定	国の計画の周知、市町村計画の策定働きかけ、策定状況のフォローアップ				
III	利用者がメリットを実感で きる制度の運用 ・適切な後見人等の選任の ための検討の促進 ・診断書の在り方等の検討 ・高齢者と障害者の特性に 応じた意思決定支援の在り 方についての指針の策定等 の検討、成果の共有等	適切な後見人等の選任の ための検討の推進		新たな運用等の開始、運用状況の フォローアップ		
		診断書の在り方等の検討				
		意思決定支援の在り方についての指針の策定等の検討、成果の共有等				
IV	地域連携ネットワーク づくり ・市町村による中核機関の 設置 ・地域連携ネットワークの 整備に向けた取組の推進	中核機関の設置・運営、地域連携ネットワークの整備				
		相談体制・地域連携ネット ワーク構築支援（各地域の 取組例の収集・紹介、 試行的な取組への支援等）		相談体制の強化、地域連携ネットワークの 更なる構築		
V	不正防止の徹底と利用しや すさの調和 ・金融機関における預貯金 等管理に係る自主的な取 組のための検討の促進等 ・取組の検討状況等を踏ま えたより効率的な不正防 止の在り方の検討	金融機関における自主的な取組 のための検討の推進		取組の検討状況・地域連携ネットワ ークにおける不正防止効果を踏まえたより 効率的な不正防止の在り方の検討		
		専門職団体等による 自主的な取組の推進				
VI	成年被後見人等の医療・介 護に係る意思決定が困難な 人への支援等の検討	医療・介護等の現場において 関係者が対応を行う際に参考 となる考え方の整理		参考となる考え方の周知、 活動状況を踏まえた改善		
VII	成年被後見人等の権利制限 の措置の見直し	成年被後見人等の権利制限の 措置について法制上の措置等 目処：平成31年5月まで				

2 推進施策

(1) 太田市(地域福祉計画)

① 成年後見制度窓口の運営支援

太田市社会福祉協議会が設置する「おおた成年後見支援センター」が円滑に運営されるよう支援するとともに、各課相談窓口に来所した相談者への周知・紹介、権利擁護サービスの円滑な提供のための連携などの支援も行います。

(2) 太田市社会福祉協議会(地域福祉活動計画)

① 「おおた成年後見支援センター」の設置・運営

電話や窓口で、成年後見制度に関する相談をお受けします。成年後見制度を利用するための手続きや、申立てに関するアドバイス、後見活動の相談などに応じます。また、必要に応じて関係機関などを紹介します。

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
成年後見支援センター 事業 【平成29年より新規】	認知症・知的障がい・精神障がいなどの理由で判断能力が十分でない方に、「契約」や「財産管理」の支援をする人を設ける制度で、福祉サービスの利用、入所・入院の契約、または不動産や預貯金などの財産管理を本人に代わって行ったり、補助することにより本人の権利と暮らしを守る。					
継続・実施 						

② 普及・啓発事業

「成年後見制度」をより多くの方に知っていただくために講演会などを行います。

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
成年後見制度普及啓発 事業 【平成29年より新規】	成年後見制度の利用促進のため、各種普及啓発活動を行う。					
継続・実施 						

③ 日常生活自立支援事業（福祉サービス利用援助事業）

認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者などで判断能力が不十分な方で、自分ひとりで契約などの判断をすることが不安な方や金銭管理に困っている方に、安心して社会生活が送れるよう、福祉サービスの利用援助、お手伝いをします。

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
日常生活自立支援事業	認知症高齢者、知的障がい者、精神障がい者など判断能力が十分でない方を対象に、福祉サービスの利用援助、日常的な金銭管理、書類預かり等を行う。					
継続・実施 						

④法人後見

法人が成年後見人等になることで、個人にはない組織のメリットを発揮することが可能になります。例として、広範な対応が必要になった場合にも複数人での対応が可能であり、担当職員が病気や死亡等で職務が遅滞する・遂行できない場合でも同じ法人の別な職員が担当を交代できるため、一般的には個人よりも長期的な職務の遂行が可能になります。

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
成年後見制度法人後見事業 【平成29年より新規】	成年後見制度の申立てにより、家庭裁判所から選ばれる成年後見人などを太田市社会福祉協議会が法人として担い、財産管理や身上保護を行う。	継続・実施				

⑤市民後見人

超高齢社会・核家族化の進行や、障がいのある方の保護者の高齢化などから、今後権利擁護サービスの需要の増大が考えられます。そのため、市民後見人の養成を通じて、将来的な権利擁護サービスの供給体制を確保します。

事業	事業内容	平成 30年度	平成 31年度	平成 32年度	平成 33年度	平成 34年度
市民後見人養成事業 【平成30年より新規】	将来的に増大する権利擁護サービスの需要に合わせたサービス提供を可能にするため、市民後見人の養成を行います。	事業開始	継続・実施			



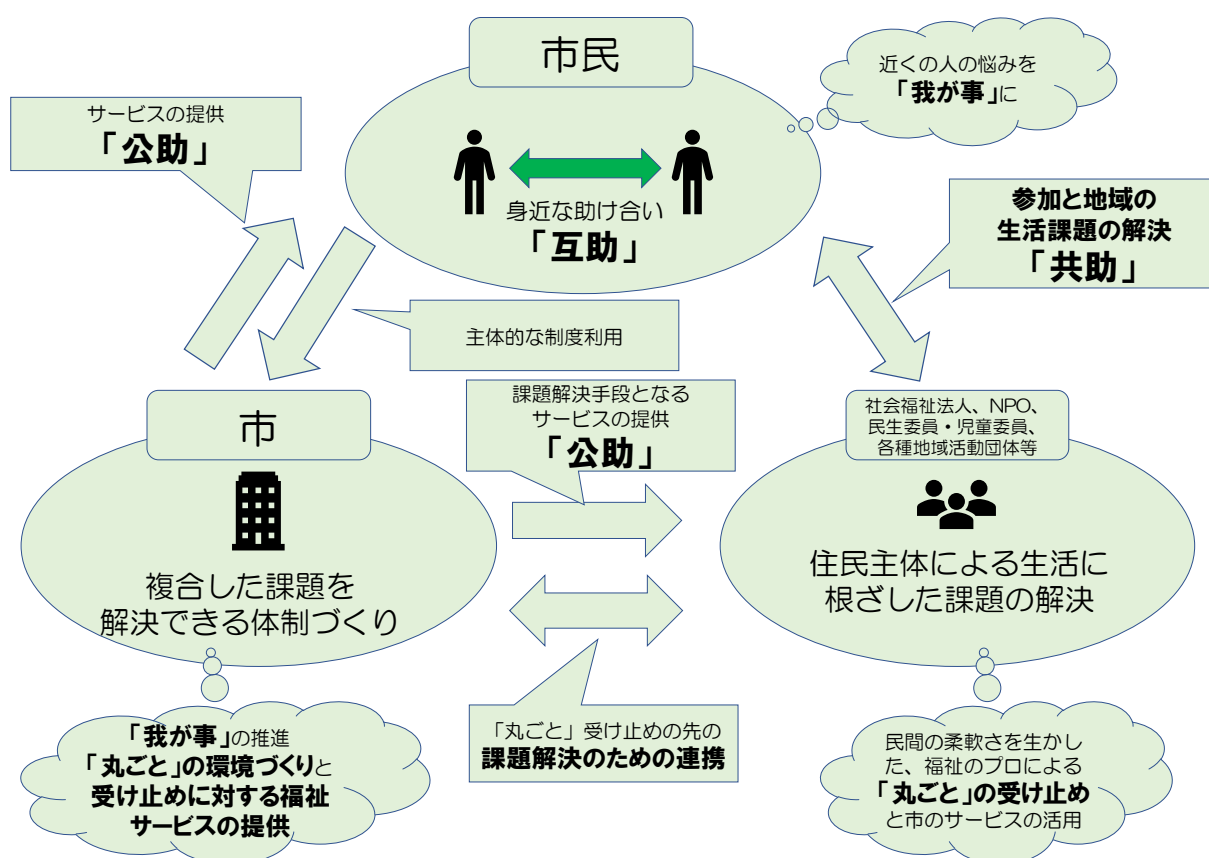
各論Ⅳ 計画の推進

第7章 計画の推進

1 市民すべてが一体となった、連携・協働による推進

地域福祉計画・地域福祉活動計画は様々な主体が互いに連携し、地域の課題に対処し、「我が事・丸ごと」の「地域共生社会」による福祉のまちづくりを進めていくための計画です。

このため、計画の推進主体は、市民や保健福祉サービス提供事業所、地域で活動を展開している民生委員・児童委員、行政区、社会福祉法人、ボランティア・NPO団体、太田市社会福祉協議会、地区社会福祉協議会、企業・地域のお店、行政など、市で暮らすすべての市民であり、行政では、これらの推進主体の連携を強化し、地域で展開される福祉活動が円滑に行われるよう支援を強化します。



2 各計画の推進及び評価

(1) 計画の公表

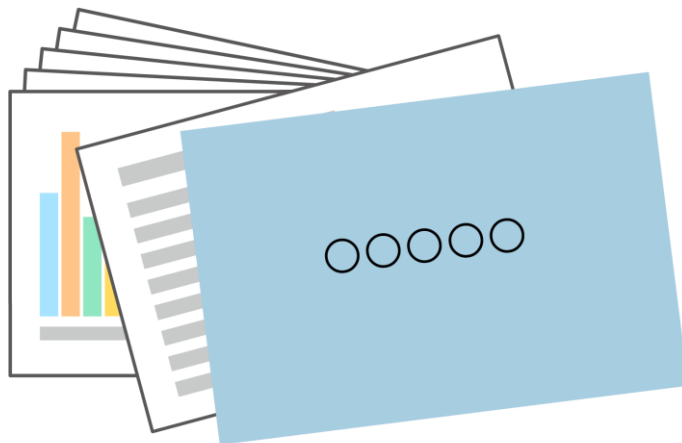
地域福祉を推進するためには、両計画が目指す地域福祉の方向性や各種の施策・取り組みについて、市民や関係機関・団体、事業所、行政等、計画に関係するすべての人が共通の理解をもつことが重要です。

このため、市及び太田市社会福祉協議会の広報紙やホームページ等を通じ、この計画を公表し、市及び太田市社会福祉協議会が目指す地域福祉について市民等に幅広く周知します。

(2) 計画の進捗及び評価

本計画は、市民や住民組織、関係機関・団体、市、太田市社会福祉協議会等の協働により推進されるものであり、地域福祉に関する施策の進捗状況やその評価を行う際は、地域福祉活動関係者を含めた進捗管理を行う必要があります。

このため、地域関係者、庁内関係各課、太田市社会福祉協議会の相互の連携による評価・点検を行い、効果的な計画の推進を図ります。



資料編

1 策定の経過

実 施 日	会 議 ・ そ の 他	議 題
平成29年 10月中	市民意識調査 実施	
平成29年 12月11日	第1回 検討チーム会議	地域福祉計画の概要 アンケート結果 地域福祉計画骨子 各担当課に資料の作成依頼
平成29年 12月15日	第1回 策定委員会	委嘱状交付 役員選出 地域福祉計画の概要 アンケート結果 地域福祉計画骨子
平成30年 1月9日	第2回 検討チーム会議	地域福祉計画素案の検討
平成30年 1月23日	第3回 検討チーム会議	地域福祉計画素案の修正
平成30年 1月29日	第2回 策定委員会	地域福祉計画素案 パブリックコメント実施
平成30年 2月6日～ 3月7日	パブリックコメント実施	
平成30年 3月13日	第4回 検討チーム会議	地域福祉計画最終案の確認
平成30年 3月22日	第3回 策定委員会	パブリックコメントの結果 地域福祉計画最終案

2 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会設置要綱

（設置）

第1条 社会福祉法（昭和26年法律第45号）第107条の規定に基づく太田市地域福祉計画及び社会福祉協議会の地域福祉活動計画（以下「計画」という。）を策定するため、太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会（以下「委員会」という。）を設置する。

（所管事項）

第2条 委員会の所管事項は、次に掲げるものとする。

- （1）計画の策定に関すること。
- （2）その他総合的な地域福祉の推進に必要と認められる事項に関すること。

（組織）

第3条 委員会は、委員20人以内で組織する。

2 委員会の委員は、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱する。

- （1）市民
- （2）社会福祉に関する団体の代表者
- （3）その他市長が適当と認める者

（任期）

第4条 委員の任期は、計画策定完了までとする。

（委員長及び副委員長）

第5条 委員会に委員長1名及び副委員長若干名をおき、委員の互選により定める。

- 2 委員長は、会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代理する。

（会議）

第6条 委員会の会議は、委員長が招集し、委員長がその議長となる。

- 2 委員会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 委員会の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 4 委員会は、必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

（部会）

第7条 委員会に次の部会を置き、委員会の委員をもって構成することができる。

- （1）福祉サービス利用促進検討部会

(2) 社会福祉事業発達検討部会

(3) 地域福祉活動促進検討部会

- 2 部会に属すべき委員は、行政職員を除き、委員長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を1名置き、部会長は部会に属する委員の互選により定め、副部会長は部会長の指名による。
- 4 部会の会議は、部会長が招集し、部会長がその議長となる。部会長不在の場合は副部会長が代理する。

(地域福祉計画検討チーム)

第8条 委員会の策定作業の円滑な推進を図るため、地域福祉計画検討チーム（以下「検討チーム」という。）を置く。

- 2 検討チームのメンバー（以下「チームメンバー」という。）は、市職員及び市社会福祉協議会の職員をもって組織する。
- 3 検討チームのチームリーダーは福祉こども部副部長とし、サブリーダーは社会福祉協議会常務理事とする。
- 4 チームメンバー（チームリーダー、サブリーダーを除く。）は、前条に定める部会に属するものとし、所属部会はチームリーダーが指名する。
- 5 チームメンバーは、チームリーダーの指示により所属する部会の事務処理、情報提供等を職務とする。
- 6 検討チームは、チームリーダーが招集し、チームリーダーがその議長となる。

(事務局)

第9条 委員会の事務局は福祉こども部及び社会福祉協議会内に置く。

(その他)

第10条 この要綱の施行に関し必要な事項は、委員長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成24年9月1日から施行する。

(召集の特例)

- 2 第6条の規定にかかわらず、この要綱の施行後最初に招集される委員会は、市長が招集する。

附 則

この要綱は、平成29年9月1日から施行する。

3 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画策定委員会委員名簿

任期：平成 29 年度

No.	役 職	氏 名	所 属 団 体 名
1	委員長	浅 香 重 信	太田市社会福祉協議会会長
2	副委員長	植 木 一 夫	太田市区長会会長
3	副委員長	村岡 新一郎	太田市民生児童委員協議会会長
4	委員	秋 葉 憲 子	新田ボランティア連絡協議会会長
5	委員	一ノ瀬 和也	太田市社会福祉施設連絡協議会会長
6	委員	濱 田 茂 行	太田市保育園連絡協議会会長
7	委員	岡 田 晃	太田市手をつなぐ親の会会長
8	委員	森 本 義 弘	太田市老人クラブ連合会会長
9	委員	小 沼 義 晴	太田保健福祉事務所企画福祉課長
10	委員	鈴 木 宏 和	太田市福祉こども部部长

4 太田市地域福祉計画・太田市地域福祉活動計画検討チーム名簿

No.	役 職	氏 名	所 属 団 体 名
1	リーダー	堤 順 一	福祉こども部副部長
2	メンバー	田 端 洋 司	福祉こども部社会支援課長
3		脇坂 三千代	福祉こども部社会支援課管理係長
4		河 内 修	福祉こども部障がい福祉課長
5		天 笠 洋 一	福祉こども部福祉事業課長
6		大 橋 正	福祉こども部高齢者福祉施設課長
7		石 塚 順 一	福祉こども部こども課長
8		高 柳 雄 次	福祉こども部児童施設課長
9		野 村 浩 之	健康医療部長寿あんしん課長
10		小保方 国秀	社会福祉協議会事務局長
11		小 林 正 和	社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアグループリーダー

事務局

事務局長	堤 順 一	福祉こども部副部長
事務局員	田 端 洋 司	福祉こども部社会支援課長
事務局員	小保方 国秀	社会福祉協議会事務局長
事務局員	脇坂 三千代	福祉こども部社会支援課管理係長
事務局員	小 林 正 和	社会福祉協議会 地域福祉・ボランティアグループリーダー
事務局員	高 田 祐	福祉こども部社会支援課管理係
事務局員	柳 澤 徹 治	社会福祉協議会企画総務グループ

第3次 太田市地域福祉計画 太田市地域福祉活動計画

平成30年度 ～ 平成34年度
(2018年度 ～ 2022年度)

発 行 太田市・太田市社会福祉協議会

編 集 太田市福祉こども部社会支援課・太田市社会福祉協議会

発行日 平成30年3月

■太田市

〒373-8718

群馬県太田市浜町2番35号

TEL 0276-47-1111 (代表)

URL <http://www.city.ota.gunma.jp/>

■社会福祉法人 太田市社会福祉協議会

〒373-0817

群馬県太田市飯塚町1549番地

TEL 0276-46-6208

URL <http://otashakyo.jp/>
